

平成18年6月12日(月曜日)第2回定例会

○出席議員(21名)

1番	新	宮	征	一	議員	2番	佐	藤		毅	議員
3番	鴨	田	俊	廣	議員	4番	楳	津	博	士	議員
5番	木	村	寿	太	議員	6番	松	田		孝	議員
7番	猪	倉	謙	太	議員	8番	石	川	忠	義	議員
9番	鈴	木	賢	也	議員	10番	荒	木	春	吉	議員
11番	柏	倉	信	一	議員	12番	高	橋	勝	文	議員
13番	高	橋	秀	治	議員	14番	佐	藤	良	一	議員
15番	佐	藤	暘	子	議員	16番	川	越	孝	男	議員
17番	内	藤		明	議員	18番	那	須		稔	議員
19番	佐	竹	敬	一	議員	20番	遠	藤	聖	作	議員
21番	伊	藤	忠	男	議員						

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市	長	荒木恒	助	役
安孫子勝一	収入	役	大谷昭男	教育	委員長
奥山幸助	選挙管理委員会	委員長	佐藤勝義	農業	委員会会長
那須義行	総務課長(併)		片桐久志	総合政策	課長
秋場元	選挙管理委員会事務局	長	菅野英行	総合政策	課行財政
尾形清一	総合政策課		三瓶正博	建設	課長
有川洋一	財務室長		浦山邦憲	花・緑・せせらぎ	推進課長
柏倉隆夫	総合政策課企業		犬飼一好	農林	課長
佐藤昭	立地推進室長		安孫子政一	健康福祉	課長
兼子善男	市民生活課長		斎藤健一	水道事業	所長
鈴木英雄	建設課		荒川貴久	教育	長
兼子良一	都市整備室長		芳賀友幸	学校教育	課
熊谷英昭	下水道課長		菊地宏哉	指導推進	室長
工藤恒雄	商工観光課長		安孫子雅美	監査	委員
宇野健雄	会計課長		清野健	農業	委員会
	病院事務長			事務局	長
	学校教育課長				
	生涯学習スポーツ				
	振興課長				
	監査委員				
	事務局長				

○事務局職員出席者

鹿間康	事務局	長	安食俊博	局長	補佐
渡辺秀行	総務	主査	大沼秀彦	総務	係長

平成18年6月第2回定例会

議事日程第3号

第2回定例会

平成18年6月12日(月)

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

平成18年6月第2回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再 開 午前9時30分

○新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第3号によって進めてまいります。

一 般 質 問

○新宮征一議長 日程第1、6月9日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成18年6月12日(月)

(第2回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
7	「子どもの居場所づくり」について	本市の現況と今後の対策について 学童保育との係わりについて	5番 木村 寿太郎	教育委員長
8	子育て支援について	子どもすこやかプランの具体化について 子どもすこやかプランと保育所指定管理者制度との整合性について 学童保育への支援強化と充実について	15番 佐藤 暘子	市長
9	教育全般についての検討委員会設置について	市長より要請された「検討委員会設置」について教育委員会ではどのような話し合いをもたれたのか 検討委員の人選について 検討項目と調査の方法について 委員会の公開について		教育委員長
10	行財政改革について	再び特別職の退職金問題について 法令審査室の設置について	17番 内藤 明	市長
11	医療、福祉の充実について	医療従事者等修学資金貸付基金の創設について		市長
12	行財政改革について	人事評価システムについて	16番 川越 孝男	市長・ 教育委員長
13	防災対策について	再度、市庁舎の耐震対策について 洪水ハザードマップの作成について		市長
14	医療施策について	ジェネリック薬品の普及について		市長

木村寿太郎議員の質問

○新宮征一議長 通告番号7番について、5番木村寿太郎議員。

〔5番 木村寿太郎議員 登壇〕

○木村寿太郎議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、通告してある課題について質問させていただきますので、答弁をよろしく願いいたします。

通告番号7番、子どもの居場所づくりについてお伺いいたします。

全国各地で子供が相次いで襲われる事件が多発しており、お隣の秋田県藤里町という人口わずか4,300人程度の小さなまちでも男の子が殺害され、それも小学校低学年ばかりで、しかも下校のときばかりねらわれております。私たちの学校や地域ではそんな事件は起こらないだろうと楽観することはできません。本当に事件は、いつ、どこでも起こり得るのだという危機感を常に持たなければと思っております。

山形県内も先日の新聞報道などによりますと、防犯に躍起であり、各地で住民組織の自主的な活動が活発化してきております。県の教育委員会でも6月をこれまで学校安全強化旬間としてきていたのを強化月間に格上げしており、見守り隊などの名称で活動する防犯ボランティアが4月末現在で164団体、構成員にして1万人を超えているとのこと。各団体は、主に児童の登下校ときに学区内を巡回するほか、会議や講習会を開いて組織の体制づくりを進めているとのこと。

一方、民間でもJRの各駅、東北電力やNTTの各営業所、クリーニング業界や石油販売会社の連絡車、子供たちが緊急時に駆け込む子ども110番連絡所など数えたら切りがないくらいに地域と民間の協力がふえております。

しかし、一番肝心なことは、子供たちに防犯意識をいかに持たせるように指導するかだと思います。そして、私たちは、子供は地域で守り、地域で育てるという意識の高揚かと思えます。全くゆゆしき問題であります。

さて、そんな中、国では地域子ども教室推進事業を展開する上で、地域の大人たちの力を結集し、子ども活動拠点整備をテーマに、平成16年度から18年度、緊急3カ年計画で子ども居場所づくりを実施しております。この子どもの居場所づくりとは、文部科学省の資料などを見ると大変難しく書かれておりますが、本市の第5次振興計画基本構想の21世紀を担う人材の育成の中の「郷土を愛し、次代を担う子どもたちの育成」の節にある「子どもたちが、地域での祭りや行事、奉仕活動などに社会参加することにより、郷土愛を育むことができるよう環境づくりに努めていきます」とあります。

まさしくその人づくりであり、端的に表現すれば、家庭、地域、学校が一体になり、社会全体で健やかな子供を育成し、放課後や休日には公の施設を利用し、大人の協力を得て、スポーツや文化活動をする拠点づくりをしようとするものであります。

平成14年度からの完全週5日制が実施になり、なぜ土曜日が休日になったのか、その趣旨を家庭や地域や子供たちが十分理解していない絡みも一部あるのではないかと個人的に思っております。

さて、子供の居場所づくりの必要性としては、最近子供の減少、テレビゲーム、インターネット、携帯電話等の普及により、子供たちを取り巻く環境は大きく変わってきております。子供たちの外で遊ぶ声が聞こえなくなったとよく言われる要因もその辺にあるのかと思われます。

やはり学年の違う、いわゆる縦割りの子供と一緒に遊んだり、地域の人々と接する機会がだんだん少なくなっていますし、子供たちの放課後や週末の過ごし方も課題になっていると思います。すべての家庭ではないと思いますが、保護者がいても忙しいことに理由をつけて十分なしつけが行われていないなど、家庭の教育力の低下も指摘されております。

そして、地域活動やスポーツ活動など子供たちの体験活動も不足しており、そのような機会を提供することもぜひ必要です。子供を媒体として地域の大人が一体となった地域コミュニティづくりが重要かと思われます。そういう関係がうまくいけば、本来の目的である子供たちは自分の考えていることを正しく相手に伝えたり、集団の中で上手に人間関係をつくっていくことの大切さ、集団で遊ぶ楽しさなどが自然と身についてくるのではないのでしょうか。

次に、実施するに当たっては、学校では地域子ども教室への参加を呼びかけたり、情報を提供したり、家庭では親が積極的な参加を促し、地域社会では社会教育団体に働きかけ、指導員などの人材を確保したり、行政は実行委員会を結成し、登録された人材を子どもの居場所に派遣したりと、あらゆる地域コミュニケーションと連携することにより、お互いの触れ合いなども出てきますし、輪が広がり、地域おこしにも貢献できると思います。

先日県にもいろいろお伺いしたところ、この事業に関しては、単に放課後の安全な場所を確保するための手段ではなく、子供たちが安全に楽しく過ごせるための仕掛けづくりをすることや今後はスタッフの確保や研修、そして参加者の安全確保の問題をどうするかが課題であると話していました。そして、国としては、幾つかのメニューを示しておりますが、何がその地域にふさわしいかは地域に一番身近な行政主体である市町村が選択することが適当ではないかとも言っておりました。平成16年度は、初年度ということもあって、全国規模で4,000カ所くらいを予想していたそうですが、結果は5,400カ所にもなり、山形県でも116カ所と全国平均よりも高いとのことでした。

本市においても、16年度と17年度に寒河江子ども土曜ランド実行委員会と称し、年間10回程度開催しております。パソコンで遊ぼう、自然観察、ピザづくり、囲碁・将棋、たこづくり、マジック教室などを開催し、平均30人ぐらいの子供たちが毎回参加し、好評と伺っております。都会と地方の地域差は当然ありますが、公民館活動とは違った社会教育の必要性をだれしもが感じていると思います。まだまだこの事業を知らない方が多いというのが現況かと思えます。

そこで、この子ども居場所づくりについて、教育委員長に3点お伺いいたします。

一つは、本市におけるこの2年間の成果と子供たちからアンケートや反応などを調査しているのか。今年度の計画は、緊急3カ年計画の3年目になりますが、3年だけで終わっては所期の目的が達成されないような感じがします。来年度からはどのような対策をお考えなのか。

二つ目は、平成19年度からの厚生労働省の放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育と文部科学省の地域子ども教室推進事業、いわゆる子ども居場所づくりを一体的あるいは連携して実施する（仮称）放課後子どもプランを二つの省で創設したい意向です。本市の現在の学童保育とのかかわりはどうなるのか。そうなった場合は、施設や運営面でも学校とのかかわりも大部分出てくるのではないかと予想されます。本市として、具体的にどのようにお考えなのか。

三つ目は、本年度の事業がまだ全部消化していないのであれば、本年度創設した寒河江市総合スポーツクラブ「アスポーツさがえ」の中に野球、バレーボール、バスケットボール、体操、ちびっ子スポーツチャレンジ隊などのジュニア教室が数多くありますが、その併合した利用などもお考えなのか。

以上3点をお伺いし、第1問といたします。

○新宮征一議長 大谷教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

○大谷昭男教育委員長 子どもの居場所づくりについてお答えいたします。

この事業は、文部科学省の地域教育力再生プランの中で地域子ども教室推進事業として実施されてきております。地域教育力再生プランは、近年の社会状況の変化に伴って、近隣住民間の連帯感の欠如や青少年の問題行動の深刻化などを背景として、社会全体で子供をはぐくむ環境を充実させ、地域の教育力の再生を図るために平成16年度から3カ年事業として行われているものでございます。

その中で子どもの居場所づくりは、心豊かでたくましい子供を社会全体ではぐくんでいくために、安全、安心な子供たちの居場所、活動拠点を設けて、地域の大人を指導員として配置し、放課後や週末におけるスポーツや文化活動など、さまざまな体験活動や地域住民との交流活動を支援するものでありまして、本市では寒河江子ども土曜ランドとして実施してきております。

この寒河江子ども土曜ランドは、平成16年度から社会教育課を中心として、学校教育課、小学校長会、寒河江市子供会育成連合会、青少年育成推進員会、地区公民館の代表者などで実行委員会を組織して運営に当たってきております。実施に当たっては、ボランティアサークルのOBの方々、退職教員の方々、各地区の公民館活動推進員など8名の方に指導員をお願いし、子供たちの安全に配慮しながら実施してきているところであります。

具体的には、夏休みや土曜日などの休日に文化センターを主会場といたしまして、7月から12月まで年間10回実施しており、長岡山での自然観察、ニュースポーツ、ピザやケーキづくり、芋煮、そばなどの郷土料理をつくったり、昔の遊び、竹トンボなどでの遊び用具の工作、パソコンを使用する自己紹介用の名刺をつくったりするなど、まさに多様な体験活動を実施してきたところでございます。

そこで、初めに本市における2年間の成果と参加した子供たちの反応、それに来年度からの対策についてのお尋ねがありましたので、お答えいたします。

参加者を市内の3年生以上の小学校児童を対象に募集しておりますけれども、平成16年、17年度ともに市内の八つの小学校から50人を超える児童が参加し、活動をしてきました。2カ年とも事業終了後に参加者の感想文集を作成し、またアンケートも実施しておりますが、参加した児童たちは一様に「とても楽しかった」と、「また来年も参加したい」と感想を述べており、さまざまな体験活動ができた喜びと、仲間と一緒に活動できたことに素直に感動しているようでございます。

今年度においても、これら2年間の成果を生かしながら、これまで同様に実施する予定であります。平成19年度からは文部科学省の委託事業がなくなりますが、これまでの事業の成果を踏まえて、地域の公民館など子供たちのより身近なところに居場所をつくりながら、地域の大人の人たちの協力や支援を得て、新たな取り組みを展開することが大切だと、このように考えております。

次に、学童保育とのかかわりについてでございますが、ただいまお答えいたしましたとおり、寒河江子ども土曜ランドは月に一、二回程度、土曜日を中心として、地域の大人がかかわって行っているものであり、学童保育とは異なる事業だろうというふうに思います。

こうした中、御質問にもありましたように、去る5月9日にあった文部科学大臣の会見において、

文部科学省と厚生労働省の放課後事業の連携についての発表がございました。平成19年度からは（仮称）放課後子どもプランを創設するというもので、文部科学省の地域子ども教室推進事業と厚生労働省の放課後児童健全育成事業を連携させたもので、地域のボランティアや退職教員、福祉部局職員等を活用して小学校で実施するという内容のもののようにございます。今後具体的なことが出てくると思いますので、本市の取り組みについては今後の検討課題であるというように考えております。

次に、アスポートさがえとの関連についてございましたので、お答えいたします。

アスポートさがえは、子供から高齢者までそれぞれの年齢、体力、技術、目的に応じて、いつでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツの拠点として設立されたものであり、会員制の総合型地域スポーツクラブでございます。このクラブで活動するためには、会員になる必要があります。それに対して、居場所づくりは、地域の大人がかかわりながら子供たちを健全に育成しようとするもので、この二つはそれぞれ目的的には別のものかなというふうに考え、二つを一緒にしての事業となりますと難しいのではないかなというふうに考えております。

しかしながら、今後身近なスポーツクラブの設立が期待されます。アスポートさがえで活躍できる、活躍する子供たちがふえてくるように、子供たちや保護者にその趣旨を広めていきたいと、このように考えているところです。

子どもの居場所づくりは、先ほど申しあげましたように本年度で終わりますけれども、先ほどお答えのとおり、これからも家庭と地域と学校の連携をさらに深めながら、子供たちの健全な育成を進めるために努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○新宮征一議長 木村寿太郎議員。

○木村寿太郎議員 御答弁大変ありがとうございました。

今の御答弁の中にもありましたけれども、アスポーツさがえとのかかわりでございますけれども、今御説明あったとおりちょっと会員制ではというようなことありましたけれども、どうも私ども余り議員になってまだ浅くてちょっとわからないんですけども、縦割りのちょっと悩みがそこに出てくるんじゃないかなというような感じがしますし、これから会員になれば当然できることだと思いますので、それに対する啓発とか何とかも当然伴って、せっかくなつくたクラブ組織ですので、そういうものを十分に今後生かしていただきたいと思います。

それから、自分の子供のころをちょっと振り返りますと、やはりもうかれこれ50年も前になりますけども、当時は現在の環境とは大分違いまして、遊べる場所というのがたくさんあったわけでございます、というより、外で遊ぶしかなかったというべきかもしれませんが、そこにはやはり常に存在感のある餓鬼大将がおりまして、餓鬼大将にはいろいろお世話になった記憶がありますけども、山や川とか田んぼ、畑で遊んだり、遊ぶ道具を工夫してつくりました。それがやっぱり自然に生きるための知恵や力、餓鬼大将を頂点とするやっぱり上下関係とか指導力とか、そういうものを常に自然と身についたのかなというふうな感じがしております。

やはり、子供たちを取り巻く環境というのは大きくさま変わりしたとはいえ、やはり子どもの居場所づくりを企画立案する矛盾とかむなしさというものは常に私も感じているところでございますけども、やはり一番大切なことは子供に対する道徳観や生きる力、そして地域における伝統行事、自然に触れることでのふるさとの大切さとか懐かしさといったものを、ボランティア団体とか老人クラブとか婦人会さんあたりと手を取り合いながら指導していただきたいものでございます。私たちの時代には本当に考えられないような残忍な犯罪が多発しているわけでございますけども、少子高齢化の時代だからこそこうした取り組みが大切な時期ではないかなというふうに感じております。

それで、先日の新聞報道などによると、国は2007年度から子どもの居場所づくりの中で、団塊の世代の教員のOBらの力をかりて、地域格差は当然あるわけですが、経済的理由で塾に通えない子と通える子の間に格差が広がるのを防ぐをことを目標に、放課後や土日に無料の補習を実施する方針を文科省では考えているようでございます。そして2007年度、次年度の概算要求に盛り込むという報道がありました。

このことについて、教育界から本末転倒ではないかななどいろいろな反対意見が出ているようですが、国では学校の教育とは役割は分担できるんだと言っております。そうならば、当然小中学校の施設はもちろんでございますけども、公民館などの公の施設の利用や指導者の問題も当然出てくるわけですが、本市としてはこの居場所づくりの中で、ちょっと塾と似通った無料補習の取り組みにどのような見解を持っておられるのか、また今後の対応はどのようなお考えなのかお伺いし、第2問といたします。

○新宮征一議長 教育委員長。

○大谷昭男教育委員長 先ほど文科省のいわゆる居場所づくり事業と、それから厚生労働省所管のいわゆる学童保育との関連についてもお話をいたしました。今後の内容がはっきりしてきた段階で考えていくべき内容が随分あるなど、課題があるなという意味でお答えを申しあげました。

なお、具体的などともあるようございますので、教育長あるいは担当課長の方からお答えを申しあげたいと思います。よろしく申し上げます。

○新宮征一議長 教育長。

○芳賀友幸教育長 お答え申し上げます。

仮称の放課後子どもプランにつきましては、5月9日の文部科学大臣の記者会見の中で初めてですね、明らかにされたものであります。会見の中でですね、無料の補習というようなことが話されておりますけども、具体的なですね、この中身については、まだ何もですね、私ども示されておりませんので、これからかなという感じしています。

特に学校の中でやるということになれば、学校教育との深いかわりが出てきますので、この辺のことを十分にですね、研究をしながら進めていく必要があるのかなという感じしています。

いずれにしても、19年度に概算要求の時期までその推進方法、詳細中身について出すということ为国で発表しておりますので、今後ですね、推移を十分見守りながら、十分研究して、寒河江市の子供たちが心豊かですね、たくましく成長できるような、バランスのとれた成長できるようなですね、政策にしていきたいものだなと考えております。

以上でございます。

佐藤暘子議員の質問

○新宮征一議長 通告番号8番、9番について、15番佐藤暘子議員。

〔15番 佐藤暘子議員 登壇〕

○佐藤暘子議員 おはようございます。

私は、日本共産党と市民の声を代表し、以下のテーマについて市長並びに教育委員長に御所見をお伺いいたします。

初めに、子育て支援について市長にお伺いいたします。

子供の出生率が年々低下し、遂に今年は合計特殊出生率が1.25と過去最低になったと報じられております。国でも何とかして少子化に歯どめをかけようと、児童手当の支給対象年齢を小学6年生まで引き上げたり、さまざまな手だてをとっているようですが、一向に効果がないようです。結婚をしない若者がふえている、子供を産もうとする人が少なくなっているとよく言われます。確かにそういう傾向がふえているかもしれません。

しかし、その背景には、社会のさまざまな変化や社会が直面する多くの課題が関係し、作用を及ぼしているのかもしれません。子供の数をふやすことは、小手先だけの対策で解決できる問題ではなく、若い世代が将来に夢や希望が持てる社会、労働時間の短縮や職場環境の改善、男女が働きながらも子育てしやすい保育環境の整備、医療費や教育費の軽減など国や企業のあり方を問い直し、社会全体が真剣に取り組んでいかなければならない状況に直面しているのではないかと思います。

寒河江市でも次世代育成支援対策推進法の制定を受けて、寒河江市の子供たちを健やかに育てていきたいという理念のもとに、平成17年に子どもすこやかプランを策定しました。このプランは、六つの章から成っていますが、第4章、今後の推進方策の中から幾つかの課題について質問をさせていただきます。

認可外保育施設等民間保育機能の強化では、具体的な取り組みとして、認可外保育施設児童育成支援事業、幼稚園の特別保育サービス事業の支援が挙げられていますが、具体的にはどのような内容か伺います。

また、乳児、低年齢児保育基盤の充実では、乳児や低年齢児保育需要の増加に対応するため、社会福祉法人等の新たな設置を含め、民間活力の活用を検討するとありますが、このことは乳児を含め、低年齢児の保育をすべて民間に委託するということなのか、具体的にどのような内容を考えているのか伺います。

次に、子どもすこやかプランと保育所指定管理者制度との整合性について伺います。

寒河江市行財政改革大綱では、保育所の指定管理者制度移行を決定し、実施計画では平成19年度から実施していくとなっておりますが、具体的にはどこの保育所をいつから実施していく計画なのか伺います。

また、すべての市立保育所を指定管理者制度に移行していく考えなのか、いつころまでと考えているのか伺います。

子供を市立保育所に預けている父母から、指定管理者制度に移ることに對し不安の声が寄せられ

ています。私は、低年齢児を市立保育所に預けているが、小さい子供は自分の周りの大人や環境に非常に敏感だ、自分の子供が他の施設から今の保育所に移ってから1カ月くらいはとても不安定な状態が続いた。指定管理者制度に移されて、これまでなれ親しんできた先生たちががらりと入れかわるのでしょうか。保育内容はどうなるのでしょうか。先生や保育内容が変わったりしたら子供たちは不安や緊張を強いられるし、とてもつらい思いをするのではないかと心配ですというものでした。

私は、行政が担ってきた業務を指定管理者制度に移すことを全面否定するものではありません。しかし、子供の成長にとって、その後の人格や情緒を形づくとされる最も大事な時期の乳児や幼児の保育が指定管理者制度になじむものではないと思っています。

子どもすこやかプランは、寒河江市の子供たちの健やかな成長と寒河江市の住民の子育てをあらゆる面で支援していく行動計画として作成されたものです。その中には障害児保育や延長保育、季節保育や一時保育、地域に密着した保育所づくりなど、まさに行政が責任を持って進めていくべき内容となっています。子どもすこやかプランと指定管理者制度に整合性はあるのか伺います。

公立保育所の民間委託が全国的に進められている中、問題も起きています。住民との合意もないまま短期間の間に保育士が全員入れかわり、周りの様子も変わったことに子供たちが戸惑い、精神的にも大きな苦痛を強いられたとして、横浜市や大阪の大東市の住民が行政訴訟を起こしていたのですが、横浜地裁、大阪高裁とも住民の訴えを認めて市に賠償責任を科しました。このようなトラブルを防止するためにはどのような対策を考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、学童保育への支援強化と充実についてお伺いいたします。

学童保育は、国も子育て支援の一つとして力を入れてきていますが、近年共働き家庭児童の放課後対策にとどまらず、児童たちを対象に引き起こされる事件や事故対策として、放課後の子供たちが安心して過ごせる居場所としてもその需要が高くなっているようです。寒河江市においても、学童保育の需要は年々ふえており、ことに寒小学区のみらくらぶは、開設当初予想もできなかった62名の大所帯となり、今年施設を増改築し、大変快適な施設となりました。わんぱくクラブも90名を超える勢いで子供の数がふえたことで、施設を分離し、わんぱく第一、わんぱく第二として運営を始めたことは御案内のとおりです。

学童保育は、共働きやひとり親家庭などの要望によってつくられ、行政がそれを支援し、運営は父母たちが自主的に行っています。学童保育の成り立ちは、子供のかぎっ子対策として、必要に迫られた父母たちが立ち上がり、自主的につくり上げたものだけに、行政の支援の仕方も学童の運営の仕方もまちまちのようです。寒河江市の場合は、市からの委託料と利用している子供たちからの保育料で運営しているようですが、その年その年で利用する子供の数に変動があり、委託料や保育料収入が一定でなく、運営には大変苦労しているようです。

寒河江市の学童保育は、公設民営になっているので、民間施設の家賃や増改築などについては基本的には市が対処しているようですが、公民館や学校など公的な施設を利用している学童クラブと民間施設を使用している学童クラブとで経費の面の不利益が生じたり、子供の数が多い学童クラブと少ないクラブとでは運営内容に大きな差が出てはいけないと思いますが、水光熱費や指導員の人件費などについてはどのような内容になっているのか。また、施設の維持管理、増改築などについては、市の責任を堅持し、実施すべきと思いますが、御所見を伺います。

また、現在学童保育のない学区からも学童保育を望む声が聞かれますが、市としても積極的に取り組むべきと思いますが、市長の考え方を伺います。

次に、教育全般についての検討委員会設置について、教育委員長に伺います。

平成16年12月議会において、市長が緑政会議員の質問に対し、中学校給食については教育全般について検討する中で検討してもらおうよう教育委員会に要請すると答弁されてから1年半が過ぎました。この間、与党議員も含め、再三にわたり検討委員会の設置について議会での質問をしていますが、これまで設置したという答弁はもらえませんでした。5月末ようやく検討委員会を設置したというお話を伺いましたが、市長より検討委員会設置の要請を受けてからこれまでの間、教育委員会ではどのような話し合いが持たれたのか伺います。

次に、検討委員の人選について伺います。

私たち共産党市議団は、人選について過去の中学校給食検討委員会の人選の教訓として、検討内容にふさわしい人を選ぶべきだということを主張し、父母の代表や給食の調理に携わっている現場の声が反映できる人、さらに一般市民からの公募も含めての委員会を構成すべきでないかと提案してきましたが、今回は食育に関する部分の検討を行う人の人選についてはどのような基準で、どのような人が選ばれたのか、お伺いいたします。

次に、検討項目と調査の方法について伺います。教育全般についての検討委員会といいますと、漠然としていてとらえどころがない感じがしますが、具体的にはどのような項目をどのようにして調査検討するのか、お伺いいたします。

次に、委員会の公開について伺います。私をはじめ、中学校給食の実施を首を長くして待っている市民にとって、最も関心の高いのが中学校給食についてどのような検討がされるのだろうかということです。給食に限らず、未来を担う子供たちの教育をどのように進めていくのかを審議する重要な委員会でもあり、ぜひ公開をし、市民に開かれた検討委員会にしてほしいと思いますが、教育委員長の見解を伺います。

以上、関係当局の誠意ある答弁を期待し、第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えします。

まず、子育て支援の中での子どもすこやかプランの具体化でございます。

御案内のように平成17年3月に策定した子どもすこやかプランは、平成17年度を初年度としまして、平成21年度までの5年間を計画期間として、子育て支援策を総合的、計画的に推進し、子供を安心して産み育てられる寒河江市を目指して、少子化対策に取り組むこととしております。

寒河江市の乳幼児施設は、現在のところ幼稚園が3施設、市立保育所が7施設、認可外保育所施設が5施設、それに事業所内保育所が2施設ありまして、合わせますと17施設であります。入所児童数は約1,330人で、入所割合を見ますと、市立保育所が50.2パーセントで、幼稚園を含む民間保育施設が49.8パーセントとなっており、公立と民間でおおむね半々に分け合っている状況にあります。このうち3歳未満の低年齢児は235人となっており、民間保育施設が116人で、割合はほぼ同様となっております。

寒河江市の出生数は年間約400人でほぼ横ばいに推移することが予想され、今後の保育ニーズは低年齢児において増加することが考えられます。これらの低年齢児保育ニーズには、市立保育所のみでは対応不可能であり、民間幼児施設との役割分担がますます重要になってくるものと思っております。

それで、御質問のありました認可外保育施設児童育成支援事業の具体的な内容でございますが、これは0歳児をはじめとする低年齢児の保育に取り組んでいる認可外保育施設に対し、低年齢児の積極的な受け入れと長時間保育を推進する事業に要する経費に対して、県と市で2分の1の補助金を交付し、支援を行うものでございます。

それから、幼稚園の特別保育サービス事業支援の具体的な内容でございますけれども、特別保育とは一時保育や延長保育、そして障害児保育などのことでございます。子育てと仕事の両立支援のため、市の保育所では平成16年度からすべての保育所で12時間保育を実施しており、希望者が年々増加傾向にあります。本市のみならず、全国的な傾向として、親の就労形態の変化により、幼稚園から保育所への入所希望が進んでおります。市内の幼稚園では、入所児童の要望にこたえ、最大午後6時までの延長保育に取り組んでいただいたことにより、先ほど申しあげたように、入所割合は約半々で、保育所と幼稚園の入所バランスはとれているものと考えております。

子どもすこやかプラン作成以後、国における少子化対策の一つとして、幼稚園と保育所の一体化の方策が検討されており、今後の推移を見ながら、幼稚園での延長保育に対する支援のあり方を検討してまいりたいと考えております。

次に、乳児や低年齢児保育需要の増加への対応についてでございます。

これにつきましては、保育ニーズは低年齢児において増加しており、これらの低年齢児保育は民間幼児施設とで役割を分担しております。しかし、保護者によっては、所得の状況により保育料に差が出てきますので、民間施設への入所をためらう場合があります。こうした状況を踏まえ、県では保育所の待機児童を3人以上受け入れた認可外保育施設には補助する制度が検討されており、こ

これらの動きを見ながら、本市においても検討していく考えでございます。

それから、指定管理者制度との関連についてのお尋ねがございました。

保育所の指定管理者導入は、多様な民間企業や団体のノウハウや柔軟性、機動性を活用した運営を行うとともに、コスト削減などの効率化を図ろうとするものでございます。御質問の指定管理者にはどの保育所をいつから導入するのか、あるいは将来的にはどのように考えているのかということでございますが、本市の行財政改革大綱実施計画に基づき、平成19年度に1カ所の保育所で実施を考えております。実施保育所については、保育所の職員で組織する委員会で検討するなど実施保育所の絞り込みを進めており、今後募集要項の作成及び公募、また市立保育所の入所申し込み時期を考え、実施保育所を決定していく予定でございます。また、将来的なことについては、行財政改革大綱により、退職者に合わせ、順次指定管理者制度の導入を考えております。

それから、指定管理者制度を導入したとしても、保育内容や保育体制について保護者からの心配の声があるが、どのような対応を考えているか、あるいはまたプランと指定管理者制度導入の整合性についてということでございますが、入所申し込みや保育料の決定など保育の実施に関することはすべて寒河江市が行うこととなります。従って、入所決定や保育料の決定は従来と何ら変わらないものでございます。また、延長保育や障害児保育、地域活動などの保育サービス内容はもちろんのこと、保育士などの人的配置、人数や所長の任用内容など保育実施体制についても募集要項で市が定めることとなります。従いまして、子どもすこやかプランに掲げている保育サービスの内容は計画どおり実施できるものと考えておるところでございます。

なお、指定管理者制度においては、募集要項に掲げられた内容で事業計画あるいは予算書の提出を受けまして、選考委員会で指定管理候補者を選定することになりまして、保育内容の低下はないものと考えているところでございます。

横浜地裁での判決にも触れられておりましたが、御案内のように横浜地裁の判決は、民営化そのものを否定しているわけではありません。横浜市の場合は、公立保育所を廃止し、民営化させたものであり、その民営化に当たり、保護者への十分な説明がなかったことと、引き継ぎ期間が十分でなかったことが問題とされたものであります。

本市が実施しようと考えている指定管理者制度は、運営主体はあくまで寒河江市であり、横浜市の民設民営による民営化とは大きく違っているものでございます。指定管理者導入に当たっては、実施保育所を決定した後、保護者及び地域への説明会を開催し、十分な説明と周知を行っていく予定でございます。また、引き継ぎに当たっては、指定管理者の保育士も保育の中で十分な引き継ぎを行い、保護者の方々をはじめ、関係者に十分配慮した中で導入を図る考えでございます。

次に、学童保育の支援強化と充実についての質問がございました。

寒河江市の学童保育は、国、県補助金を活用し、各運営委員会が実施する学童保育に委託する方法で5カ所に設置されております。御案内かと思えます。寒河江市の学童クラブは、公民館や学校などの公共施設を利用している3施設と、それから民間施設を借り上げている2施設の2通りがありますが、民間を借り上げている場合でも借上料及び光熱水費などの維持管理料についても全額市が負担しており、クラブの設置形態による差が生じることがないように対応しております。

また、学童保育の運営につきましては、市の委託料と保護者の保育料で賄われております。委託料については、実施要綱に定める児童数に応じた基準額により各クラブの委託料を算出しており、

クラブの運営に均衡を欠くことのないようにしております。また、児童が14人以下の小規模クラブはありませんが、保育料が高くなるよう委託料に加算を行うこととしております。

以上のことから、クラブの運営に人数や設置形態によるところの差が生じないよう対応しているところでございます。

また、新たに学童保育の設置要望があった場合の対応について申し上げますと、現在白岩小学校学区で学童保育の要望の声があり、学校とPTAとで具体的なニーズを把握するため、保育所入所児童も含め、アンケート調査を実施しております。その結果、開設には至りませんでした。児童が学童クラブに入所を希望していることから、今後学校関係者や地元の関係者とも話し合いを持ちながら対応していかねばならないと考えております。

放課後児童対策事業としての学童保育は、少子化対策の大きな柱として、子育て支援、児童健全育成の位置づけをしております。今後とも新たな要望が出された場合には支援していかねばならないと考えておるところでございます。

私から以上でございます。

○新宮征一議長 大谷教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

○大谷昭男教育委員長 お答えいたします。

初めに、教育振興計画策定に伴う検討委員会の設置について、どのような話し合いが持たれてきたのかという御質問にお答えいたします。

市長より一昨年12月に、広く教育全般をとらえた諸課題についての検討を要請されました。それ以来、教育委員会協議会において、学校教育はもちろんのこと、教育活動全般にわたって国や県が示している教育方針、施策の動向や山形県第5次教育振興計画に掲げた教育施策の方向、さらには本市の第5次振興計画における人材の育成やまちづくりの理念、施策の基本方向に対する教育委員会の所管分野についてのさまざまな角度からの議論や意見の交換を図ってまいったところであり、家庭や地域、学校における教育の現状をしっかりととらえて、今後の教育のあり方や家庭の教育力を高める方策等についての議論をしてまいりました。

そして、教育振興計画の策定に当たっては、これまで議論してきたこと、教育活動の中で積み重ねてきたもの等々を踏まえながら、本市教育の特性と今実施しなければならない教育施策の基本方向を明らかにして、今後の教育のビジョンの素案をまとめてまいりました。

従いまして、検討委員会にはこれらの素案をお示しし、さまざまな角度から御提言と御意見を賜りたいと要請してきたところであり、去る6月2日に検討委員会を組織し、その初会合が持たれました。その初会合においては、施策体系の骨子の素案に基づいて、早速広い見地からの意見、御提言をいただいたところでございます。

次に、検討委員会の人選についての御質問にお答えいたします。

より多くの市民と、各界各層からの参加をいただき、幅広い見地、総合的な見地からの意見をいただくために、幼児教育、学校教育関係者、保護者やPTA、母親委員会の代表者、公民館や子供会、地域の代表者、また文化団体、スポーツ団体等の各種団体の代表者など教育にかかわる方々や、教育についてすぐれた識見を有している方々23名を検討委員に委嘱し、お願いしております。

次に、検討項目と調査の方法についての御質問にお答えいたします。

先般検討委員会へ諮問し、素案全体に対する検討委員会としての御意見と御提言をお願いしております。従いまして、検討項目を絞り込んだり、改めて検討委員会に対して調査等の要請をする考えはございません。

最後に、検討委員会の会議の公開に対する質問にお答え申し上げます。

検討委員会の会議の傍聴については、検討委員会設置要綱において会長が会議に諮って許可することができるとしております。検討委員会が決定することになっております。なお、検討委員会の審議経過につきましては、検討委員会に諮り、検討委員会の合意が得られれば、本市のホームページを活用し公表することも検討していきたいと、このように考えているところであります。

以上でございます。

○新宮征一議長 佐藤暘子議員。

○佐藤暘子議員 1問にお答えいただきましたので、2問に移らせていただきたいと思います。

どこの保育所をいつから実施するのかということについてはお答えがいただけませんでしたけれども、指定管理者制度に移行していくにしましても、これスムーズな移行をさせるためには、やはり準備期間といえますか、保護者あるいは子供たちとの引き継ぎ、そういうものがスムーズにいくようにしなければならないというふうに思うわけです。

19年度から始めるということになりますと、余り期間がないわけですね。19年度といえますと、来年4月から、始めるとすれば4月から始めることになると思いますので、その前に子供たちとのスムーズな移行、そして父母たちとの信頼関係、そういうものをうまくやっていくには、やはりそれ相当の期間が必要だというふうに思います。ですから、この事業者の選定というものは、いつころから行って、どれくらいのならし期間といえますか、そういうものを行っていくつもりなのか、そしてその事業者とのならし期間といえますか、そういうものをどのような方法でやっていくつもりなのか、お聞きをしたいと思います。

といえますのは、やはり1週間や2週間でそれを引き継ぐということではいけないというふうに思いますので、何カ月間かけて、市立の保育所と委託を受けた事業者の保育士とが一緒の場で、一緒に共同保育をするというような、そういうならし期間というものがぜひ必要なのではないかとこのように考えるわけですが、そのところをどういうふうに考えているのかを伺いたいと思います。

それから、低年齢児の保育サービス、これも民間の方に移行していくと、少しずつ移行していくという市の考え方ですけれども、公立保育所の役割というのは非常に大きなものがあるというふうに思うんですね。低年齢児の保育を必要としている家庭といえますのは、やはり共働きまたはひとり親家庭、そういう家庭の子供、何としても子供を預けて働かなければならないという事情のある方が多いというふうに思います。今ひとり親家庭というのが非常にふえておりまして、こういう家庭の経済的な状況というのは大変厳しいものがあるというふうに思います。ですから、そういう点では、やはり行政としてしっかりと見守っていく必要があるし、支援もしていく必要があるというふうに思うわけです。

公立保育所の場合ですと、一人一人の子供をよく理解して、健全な発達を促す保育をしていることはもちろんなんですけれども、その子供の問題行動とか異常にはいち早く気づいて、その対策を立て、またその子供の置かれている環境、そういうところにまで目を行き届かせて、虐待とかいじめ、そういうものが起こっていないのか、またそういうときには親との関係も密にして、親への注意とか指導とか、そういうものもやりながら、本当に責任を持った保育をしているというふうに私は思うわけですが、今こういう大事な役目を持っている市立、公立の保育所を民間に移管していくということは、その保育の質がどう保たれるのか、それが大きな問題ではないかと私は考えます。

実際、市立の保育所の保育士さんたちともお話をしてきたんですけれども、この寒河江市の保育の質、これは非常に私たちも気を使っていると、ベテランの保育士さんが若い保育士たちにいろいろと指導をしながら育ててきていると、そういう寒河江市独自の保育が引き継がれていくのか、それが心配だというようなことを言っていました。

ですから、市長はそういう心配はないのだと、行政でちゃんと移管をしていくのだから、市の責任でやるんだから心配ないというようなことをおっしゃいましたけれども、この保育の質や内容をどのようなところでそれではチェックをするのですか。チェックをする機関というものがあるのかどうかですね、それをお伺いしたいというふうに思います。

それから、学童保育の問題です。

寒河江市の学童保育は、非常に行政の方でも一生懸命支援をしているということで、学童の保護者なんか喜んでくれるようなんですけれども、一つ、これはぜひ行政の責任で行っていただきたいということがあられるんですけれども、指導員、学童の指導員はそれぞれその学童の運営委員会によって指導をしているわけですが、人件費ですか、給料といいますか、そういうもの、それから待遇というものがその学童によって違うわけですね。

わんぱく、なかよし、きらきら、その三つの学童はもう歴史も古いわけですが、ここの学童の指導員は社会保険、退職金、それから労災、そういう保険に加入しているんですけれども、西根のねっこクラブ、それから柴橋のやまびこクラブ、ここの指導員はそういう保険に入っていないということをお聞きしました。指導員が専門職として安定した身分が保障されていなければ、やっぱりよりよい保育というものはできないのではないかと考えます。

ですから、それは安心して働いてもらうためにも、やはり同じような待遇をして、その学童の仕事に集中できるような待遇をすべきだというふうに思うんですが、これはその学童の財政的な問題もありまして、人数が多くて保育料の収入が一定程度あるというようなところについては、そういう保険に加入するなんていうこともできるというふうに思うんですね。また、運営委員会の考え方なんかもあるというふうに思いますけれども、こういうところに入っていないところでは非常に不安定な状態だということで、この点については寒河江市の同じ学童保育の指導員として、身分というものは整えてやるべきではないかと、これは行政の責任でやるべきではないかというふうに考えますけれども、その点市長の考えをお伺いしたいというふうに思います。

それから、検討委員会についてですけれども、検討委員会がようやく開始をしたということですが、調査の方法などについては、部会とかそういうものをつくらないでオープンでするんだというふうなお話でありましたけれども、それではこの調査の中で中学校給食についての検討をするところはどこなのかですね。私は、「命を育む給食を推進するまちづくり」という項目があるので、その中で検討されるのだらうというふうに思うわけですが、この項目の中で給食についてというきちっとした1項目が掲げられるのかどうか、給食についてちゃんと審議する場があるのかどうか、そういうことをお尋ねしたいというふうに思います。

それから、この寒河江市の振興計画というのは、子供たちの人づくりの指針だというふうに思うわけですね。こういった指針をつくり上げる上では、やはり寒河江市民が寒河江市の教育に一体何を望んでいるのか、そういうことを子供たち自身の声とかあるいは大人の意見なんかを取り上げて、それを生かしていくという方法をとるべきではないかと思えます。ですから、要所要所、ポイントとなる項目については意識調査をしたりまたは意見の聴取なんかをして、その計画の中に反映させるべきだというふうに思いますけれども、教育委員長はどのように考えておられるのか伺いたいというふうに思います。

それから、傍聴については、会長がその会議に諮って決定するというふうに言われましたけれど

も、ぜひこれは市民にとっては大事な計画策定でありますので、傍聴を認めるあるいはホームページなどで、その途中経過を明らかにするというような方法をとっていただきたいというふうに思います。その点についてお考えを伺いたいと思います。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 指定管理者に対する導入でございますけれども、先ほども答弁申しあげましたように、今職員で組織するところの委員会等で検討をしておるわけでございます。そしてどこを実施するかという絞り込みをやっておるわけでございます。それから実際の導入ということになりますと、それなりの経過というものといえますか、それなりの事務というものがあるわけでございます。導入保育所を選定するということになりますれば、保育所に対してはもちろんでございますし、保護者に対してもあるいは地域に対しての説明が必要となってくるわけでございます。そういう説明におきましても時間をかけて、そして御了解をちょうだいしたところで議会の議決を得る、そして募集活動に入るという段取りにいくわけでございます。それにしましても今度は引き継ぎということになるわけでございますけれども、その引き継ぎに関しましてもある程度の時間というものをとりながらですね、児童に不安を与えない、保護者の御心配がないようにというような方向で進んでまいろうと、こう思っておるわけでございます。

いずれにしましても、民間の力とあるいは民間の創意あるいは民間の持っているものというものをですね、十分に引き出すということがいわゆる民間委託の基本的な考え方でございます。すべて民間がだめだとかあるいは公立じゃなくてはならないんだという考えに立つとするならば、あらゆる民間委託あるいは民営化というものが進まないということになるのかなと、こう思っておりますので、この保育所につきましても今言ったようなことを十分考慮しながら進ませてもらおうということでございます。

それから、学童保育所の指導員について、いろいろ保険に入っているとかあるいは年金の問題とというようなことについてのことにつきましては、担当の方から申しあげたいと思っております。

以上です。

平成18年6月第2回定例会

○新宮征一議長 大谷教育委員長。

○大谷昭男教育委員長 何点かありましたけれども、いずれも検討委員会の運営にかかわっていく問題だというふうに理解しますので、担当の方からお答え申しあげたいというふうに思います。

○新宮征一議長 健康福祉課長。

○斎藤健一健康福祉課長 3点目の御質問にありました学童保育に対する助成についてでございますが、先ほど市長からも答弁申しあげましたように、学童保育に対します助成金につきましては、寒河江市では国の補助基準をさらに段階区分を細分化いたしまして、それで実際の人数になるべく沿うような形で補助をしているというような状況でございます。

さらに、補助額につきましても、国の基準を上回る額を寒河江市では上乘せをした補助額を交付していると、基準額に定めているというようなことでございますので、それを受けてそれぞれの運営委員会でそれに応じた運営をやっているというのが状況でございます。

また、全部のクラブの保育士さん並びに指導員の方の身分を整えることを、行政の方で一括して指導したり強制するということは、現実のところ考えておりませんで、これまでクラブ間で連絡協議会を持ちながらいろんな情報交換などやっていたようですが、今は協議会がなくなりましたので、それにかわって学童保育に関する打合会ということで、行政でいろんな業務の連絡などを緊密にしたり、クラブ間の情報を交換できるような、そういう場を設けてクラブ間の相互の調整を図ってもらおうというような立場に立って運営をしているところでございます。

以上でございます。

○新宮征一議長 教育長。

○芳賀友幸教育長 お答え申し上げます。3点あったと思います。

一つは、給食についての審議をどの項目でやるのかといった内容だと思います。これは、検討委員会にお示ししました教育振興計画の施策の体系の中に「命と心を育む食育を推進するまちづくり」という項目をお示しをしております。この中で、家庭、地域、学校が連携した食育の推進、この中にですね、給食というものがここに含まれてきます。具体的にはですね、原案審議ということになりますので、素案をきちっとお示しして、給食のこともですね、この中で検討していただくということになります。

それから、市民の声をですね、振興計画にどのように反映していくんだといったような内容でございました。第1問でですね、委員長が御答弁申しあげましたけども、検討委員会に対してはですね、素案全体に対する御意見と御提言をお願いしたいということで、検討項目をですね、絞り込んだり、改めてですね、検討委員会に調査、こういったものを要請することはしないでですね、やっていくという御答弁を申しあげました。

従いましてですね、改めて市民の意識調査と、こういうものは考えてございません。市民の声を振興計画に反映する方法といたしましては、教育座談会、こういったものを開催してまいりたいと、こういう計画であります。

それから、3点目の検討委員会の傍聴につきましては、先ほどですね、1問で委員長が御答弁申しあげましたとおり、検討委員会で決めるということになっていきますので、この中で検討していただくということでございます。

また、審議経過については、検討委員会の御了承いただければですね、ホームページに掲載していきたいと考えております。

以上でございます。

○新宮征一議長 佐藤暘子議員。

○佐藤暘子議員 子育て支援のところなんですけれども、すべてのものが民間委託でだめだということはないということを市長はおっしゃいました。

私もその点は同じですけれども、民間に委託しても大丈夫なものと行政でしっかり守っていくべきというものがあるというふうに思いますが、この保育の問題にしましても、保育の質が落ちていくことが心配だということで、これをチェックする機関があるのかということをお尋ねしました。これについてはお答えがなかったわけですが、どのように考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

それから、引き継ぎをするにしましても、保護者への説明をしていくということですが、これもいつの時期からこの保護者への説明なんかをしていくのか伺いたいというふうに思います。

それから、学童についてですが、学童についても白岩の方にそういう学童に対する要望があったということでアンケート調査なんかをしたけれども、設立するまでには至らなかったというようなことがあるわけですが、やはり人数が少ないから今のところだめということなんだと思いますけれども、どこの学童を立ち上げる場合も最初は人数が非常に少ないんです。きらきらの場合なんかもそうでしたけれども、このままの状態でも運営できるのかというような心配があったわけですが、今ではもう一つの施設に入り切れないほどの人数がふえています。後で人数というのはふえていくものです。ですから、これはぜひそういう要望があれば早期に実現をしてほしいというふうに思います。

それから、検討委員会についてですが、私鳴門市のこのあれを見てみたんですね、ホームページで、計画。そうしたら、やっぱり調査項目の中にきちっと給食についての項目も挙げられておりました。ですから、ぼやっとした形ではなくて、具体的にこういうところはこういう点で調査していただくというようなことを明記していただきたいと思います。

それから、調査はしないと、意向調査はしないというようなお答えでしたけれども、それでは何によってその市民の声を反映させるのかということになると思います。給食についてはもう一度調査検討をすべきではないかというふうに思います。

そして、この検討委員会の結果がですね、給食についてのやるべきだというふうな考え方が出たとして、それを受けて、今度は教育委員会の方で実施計画を立てるというふうに思うんですけれども、この実施計画を立てる段階で、教育委員会がこれまで給食は必要ないと言ってきておりますけれども、この検討委員会の意向をきちっと反映させて、これまでの考えと違う結果も出るということがあり得るのかどうか、お聞きをしたいというふうに思います。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 1問でも答弁申しあげましたけれども、保育の実施に関することは寒河江市が行うということございまして、保育申し込みやら保育料の決定はもちろんでございますが、さらに延長保育、それから障害児保育、それから地域活動の保育サービス内容というようなことについてあるいは保育所などの人的配置、人数やらあるいは所長の任用資格等々につきましても、そういう実施体制につきましても募集要項の中ではっきり市が定めることとしておりまして、ですからそういう要項をはっきりして、それに応じた方々が指定管理者ということに選定されるということになりますので、いわゆる御質問のチェックというようなことにつきましても、十分こういう内容ですね、説明をし、内容に記載して、そして選考に当たっては質が落ちないように方策を十分とって移行していきたいと、このように思っております。

それから、具体的に白岩の話、学童保育に白岩の話が出ていましたけれども、人数が少ないからということもあるんでしょうけれどもですね、地域のまとまりといいますかあるいは保護者のまとまりというものがまだ熟していないということで……（終了の合図）

○新宮征一議長 所定の時間が参りましたので、答弁を打ち切ります。

この際、暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時15分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内藤 明議員の質問

○新宮征一議長 通告番号10番、11番について、17番内藤 明議員。

〔17番 内藤 明議員 登壇〕

○内藤 明議員 通告に従って、順次市長に質問をいたします。質問に先立って、市長には誠意を持ってお答えいただきますようお願いをしておきたいというふうに思います。

初めに、行財政改革についてお尋ねをいたします。

さて、年度当初の施政方針には、本年度を行財政改革の断行元年と位置づけ、改革を敏捷かつ大胆に実行する旨をうたい、職員給与の見直しをはじめ、中には行革の名のもとに市民生活に直結するような予算まで削減をされております。

しかし、市民の間で批判の多い市長をはじめとする特別職の退職金の見直し等については、何ら主体的な方針は打ち出されておられません。市長は、特別職の退職金見直しについて時宜を得て行われているというふうにしてありますが、退職手当組合が隠れみのに使われているような気がしてなりません。

ところで、特別職の退職金問題については、昨年3月議会でも申しあげましたが、その後も市長などの高額な退職金に市民の批判が相次いでおり、このところそのことに対する新聞投書なども目につきます。

また、地方財政改革が焦点となる中で、小泉首相は去る4月の経済財政諮問会議で、知事や市長の退職金は多過ぎるとして、首相の退職金の額を参考に減らせないと述べたと言われ、ちなみに今秋で退陣予定の小泉首相の退職金は約600万円とされております。さらに、竹中総務相は、国会答弁の中で首長の退職金も審議会で議論することが好ましいとして、自治体側の課題となりそうだとマスコミは報じております。

そこで、以下お尋ねしますが、一つは、小泉首相は首長の退職金問題について、多選されると数千万円から億単位になるとして、減額すべきとの考えを示しましたが、市長の今任期前の1期4年の退職金の正確な額は幾らか伺いたと思います。また、現在の算出方法で今任期終了時における市長の在任期間の退職金の総額は幾らになるのか、あわせてお答えいただきたいと思います。

二つは、市長は行財政改革は垣根なしとしてありますが、自らが血を流してこそその言葉が生きてくるものと思います。ここでお尋ねしますが、寒河江市長1期4年の退職金と小泉首相の退職金を比較して、首長の退職金についての小泉発言についてのどのような見解をお持ちか伺いたと思います。

三つは、特別職の退職金の見直しについては時宜を得た改正が行われているとしてありますが、首長などの高額な退職金はお手盛りとの批判が出ております。行財政改革のさなか、しかも退職手当組合経費の負担金の一部は市民の税金で賄われており、市民感覚からすれば決して適切とはいえないものがあるからにほかなりません。山形県市町村退職手当組合に加入をしていなければ、今や議論百出といったところでありましょう。ここでお尋ねしますが、見直しされているとしていますが、その見直しする方はだれなのか。また、その際特別職の退職金について第三者機関に諮問す

るなどの対応がなされているのか、お伺いをいたします。

次に、法令審査室の設置についてお尋ねをいたします。本市に法令審査会があるため、便宜的にそのようにしましたが、政策法務室もしくは法務室に当たります。

さて、分権改革によって、国の通達の法的効果が失効しました。それまでは法の解釈、運用を独占していた省庁の通達は絶対無謬の執務基準とみなされておりました。通達の効力が失ったということは、つまり機関委任事務方式の廃止に伴い、それぞれの市町村、つまり自治体で自ら法律の自治解釈を踏まえながら独自の政策制度をつくるのが自由にでき、さらに必要に応じてすべての課題において自治立法としての条例を自由につくることを意味しております。

特に、自治体における立法としての条例制定こそが、主権者としての住民が自治体に対してこれまでの基準を超えて新しく権限、財源などを付与するものと考えます。通達の失効に伴い、助言としての通知への移行や省庁の試みる政省令での規制の強化という、時代に逆行するやり方も自治体としての大きな課題ではありますが、国家統治から住民自治への思考への転換が求められているのではないのでしょうか。

こうしたことから、今自治体が独自に進める政策や制度の策定に当たって、自治の解釈や自治立法としての条例は政策法務として不可欠になるものと考えております。ここでは従来の条例運用や訴訟問題等も政策法務として検証することになりますが、分権、自治という視点で、立案しようとする政策についての法務情報も随時提供することになります。新たに政策法務をなす法令審査室の設置を提起して、市長の見解をお伺いいたしたいと思っております。

最後に、医療、福祉を充実するための医療従事者等修学資金貸付基金の創設についてお尋ねをいたします。

住民の生活と命を守ることは、地方自治の基本であり、自治体病院の存在意義もそこにあるというふうに考えます。ところが、地方の自治体病院の医師確保は全国的に厳しい状況になっており、2004年に始まった臨床研修医制度はそのことに拍車をかけておると言われております。また、産科などのように勤務条件の厳しい科は敬遠される傾向にあり、近い将来救急医療は成り立たなくなることが危惧されております。加えて、医師不足の病院には診療報酬を大幅に減額するという理不尽な国の制裁は、地域医療を担ってきた自治体病院を危機に立たせております。

私は、地方自治体には住民が生きていく上で必要なものについては、橋や道路と同じようにつくることが求められているというふうに考えます。特に医療、福祉の分野は、マンパワーが必要とされ、直接住民の命にかかわる重要なことで、それとて同じことではないのでしょうか。

そこでお尋ねしますが、厳しい現況を見るとき、医師の確保など大学の医局任せでは成り立たない時代になったのではないかと思います。これまでも市立病院の医療スタッフ確保の厳しさを見るにつけ、育英資金についてただした経過がありますが、ここで改めて医療従事者等の修学資金貸付基金の創設を提起して、市長の見解を求めたいと思っております。

重ねて誠意ある答弁をお願いして、第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、特別職の退職金の問題でございます。

退職手当は、御案内のように地方自治法の第204条第2項の規定によりまして、普通地方公共団体の長やその他職員などに支給することができることとされておりまして、同じ条文の第3項にはその額及び支給方法は条例で定めることとされているわけでございます。

本市の退職手当につきましては、退職手当の事務を共同処理するために組織された山形県市町村職員退職手当組合に加入し、その組合の退職手当支給条例に基づき支給が行われております。また、その支給率につきましては、一般職は国家公務員に準じて改定が行われ、特別職は他県の例や一般職の動向などを参考に改定が行われているところであります。

特別職の退職手当の額は、一般職とは異なり、給料月額に在職月数と支給率を乗じた額となり、任期ごとに支給されております。支給率は、一般職の改定に合わせて引き下げられてきたところであり、組合に加入していない県内の4市と比較しますと、3市、山形、酒田、米沢が高くなっておりますし、天童1市は低くなっております。

市長の前の任期に対しますところの退職手当の額という御質問でございますけれども、2,503万円であります。また、今の任期終了時におきます市長在任期間、24年間になるわけでございますが、退職手当の総額は1億4,900万になる見込みであります。

次に、市長の退職手当と、いわゆる国の首相の退職手当を比較しまして、小泉首相の発言をどう受けとめるかというようなこともございましたが、大きく異なる点といたしましては、首相の場合は議員内閣制の中で選出されるものでありまして、首相を退職しても議員という身分があるわけがあります。自治体の長は、住民の直接選挙により選出されますので、身分を失った場合、それ以後の保障がないということで、地方自治体の長と首相の退職手当を比較するということは、制度上の違いから意味のないことじゃないかと思っております。

それから、退職手当の改定についてもお尋ねがございました。

今申しあげましたように、一般職は国家公務員に準じて改定が行われ、特別職は他県の例や一般職の動向などを考慮し、山形県市町村退職手当組合の組合長が組合議会に提案し、審議、可決されることによって退職手当支給条例の改正が行われることになっております。

近年の特別職の退職手当の改定につきましては、組合議会で審議され、一般職に準じて、平成15年と16年の2回にわたり計5.5パーセントの引き下げが行われたところであります。

また、特別職の退職手当の第三者機関への諮問につきましては、組合にそのような機関がないため行っていないということでございます。

次に、仮称ですけれども、法令審査室というものを設けてはどうかというようなお尋ねがございました。

政策法務というのは、地方公共団体独自の施策実現手段として、条例、規則等を制定することや独自の法律などの解釈運用を行うこととされているところであります。現在本市におきましては、

条例、規則等の事務分掌は総務課が担当しているところでありますが、個々の事務事業に係る法の解釈運用や条例制定につきましては、担当課において十分検討の上、総務課と協議し、実施しているところでございます。

さらに、重要事項につきましては、助役を委員長にした庁内の法令審査会において、条例の制定、それから疑義のある法規の解釈適用あるいは訴願及び異議申し立てに対して審査を行っているところであります。また、法律の解釈運用や訴訟問題などについて適宜顧問弁護士に相談するなど、政策法務については多くの職員と専門家の知識、経験を集結して対応しているところであります。

御提言の政策法務を担当する専門の部署の設置という質問でございますが、今申しあげましたように、政策法務は施策を実現するためにどのような解釈をし、どのような条例を制定すべきかなどを独自に判断し、執行する取り組みでありますので、施策と条例等が結びついていなければならないと考えているところでございます。

従いまして、政策法務につきましては、政策を企画立案、実施する職員すべてが担うべきものと考えているところであります。担当課において施策を実現するための条例等の原案を十分検討し、その上で総務課と協議し、重要事項は法令審査会で審議するという現行の体制が、最もよい対応方法であると考えておりまして、専門の部署を設ける考えはないところであります。

次に、医療従事者等修学資金貸付基金というようなものの創設についてでございますが、医師、看護師、薬剤師などの医療従事者の人材確保の観点から、県や団体においてそれぞれの職種に応じた貸付制度が設けられております。

県におきましては、県民の医療の充実を図るため、昭和37年の10月でございますが、県内における保健師、それから助産師、看護師などの看護職員の確保と資質の向上に資することを目的として、これらの養成する学校もしくは養成所に在学する者に対し、修学資金を貸与する山形県看護職員修学資金貸与制度というものを設けております。また、50年の3月になりますと、理学療法士や作業療法士などを養成する学校に在学する者で、県内の医療機関や施設に勤務しようとする方に対しまして修学資金を貸与する制度を設けております。

さらに、自治体病院の医師確保が全国的に厳しい状況にあることから、昨年の7月には県内の医療機関に勤務する医師の確保を目的といたしまして、大学卒業後県内の公立病院などに勤務の意思を有する方などを対象とするところの山形県医師修学資金貸与制度をスタートさせております。昨年度は10名が利用されているとのことでございます。

それから、僻地などにおける医療の確保と地域住民の福祉の増進を図る目的で、都道府県が共同して設立した自治医科大学、これは栃木県内にあるわけでございますが、その学生に対しまして都道府県が学費を負担する制度を設けております。今年度は、県内から3名が入学しているとのことでございます。

そのほか修学資金貸付制度として、平成16年4月、日本育英会などが統合してできましたところの独立行政法人「日本学生支援機構」が実施しておりますところの奨学金貸与事業がございます。

従いまして、本市独自の医療従事者等修学資金貸付基金を創設してはどうかということでございますけれども、県規模か広域的な取り組みでないと、市単独でのこの基金を創設することはかなり難しいものがありますので、医療従事者等修学資金貸付基金の創設は考えておりません。

地域医療に勤務する意思を持っている学生においては、今申しあげましたこれらの制度というも

のを活用していただきたいと考えております。そして、将来医療従事者としての道を歩むことになりましたならば、地域医療に貢献していただくことを望んでいるものでございます。

なお、市としましては、その医師の確保につきましては、これまで同様に山形大学医学部にお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

○新宮征一議長 内藤 明議員。

○内藤 明議員 1問にお答えをいただきましてありがとうございます。

退職金問題について、最初にお尋ねをしたわけでありませけれども、市長はどのような事柄がそういうことで耳に入っているかどうかわかりませけれども、私たちにはですね、直接市長に言えないからかどうかわかりませけれども、特にですね、短い期間で高額な退職金を受け取れるというようなことに対して物すごい批判があります。そして、今行革という御時世に何を考えているんだというふうなことなわけでありまして、やっぱり私はこういう時期だからこそやっぱりそこにメスを入れるべきではないのかなと、こういうふうに思っております。

先ほども申しあげましたけれども、一つの自治体でこの退職金を支払いする際に、数多く退職されるとさまざまな支障を来すというようなことも私はわかります。そういう意味では、手当組合の設立趣旨もわかりますけれども、一般職についてはですね、さほど私は問題はないし、一般職がそういう意味では圧倒的に数が多いわけでありませから、問題は特別職なんですね。組合にですね、仮に加入していないというふうなことだとすれば、この特別職の退職金問題というのは非常に大きな議論になるであろうというふうに思います。

そういう意味では、議会だって、先ほど条例で云々というような答弁がありましたんで、直接議論ができるわけでありませけれども、退職手当組合の関係に加入しているとするとですね、なかなかそこには声が届かない。分権が叫ばれている今日ですね、住民の代表としての議会あるいは議員がですね、そうしたことに口を挟めないというふうな、いかにもこれ不合理なことではないかなと、こういうふうに思います。

そこでですね、私は市長に伺いたいというふうに思いますけれども、特別職の退職金が非常に短期間の中で高いというふうなことを耳に入っているのかどうか、まず一つは伺いたいというふうに思いますし、そしてまたさっきこの退職手当組合が私は隠れみのになっているのではないかと、こういうふうに申しあげましたけれども、だとすればですね、特別職だけはこの退職手当組合から脱会することはできないのかどうか、それが可能なのかどうかですね、それも伺っておきたいというふうに思います。

それからですね、小泉首相の発言に対する見解も伺いました。何と申しますか、これは制度といいますが、成り立ちが違うから比較するのがおかしいじゃないな……何と言ったのかな、意味がないと、こういうふうに言われましたが、逆に意味があるんですね。制度はそれぞれ違います。

しかし、新聞の投書も御覧になったかというふうに思いますけれども、要するに市民感覚からすればですね、いわゆる4年任期の中で数千万、今先ほど市長は2,503万と言いましたかな、というふうに言われました。そのような手当を手にする職というのは余りないですね。それは長だから特別だというふうな考えがあるのかどうかわかりませけれども、そういうことで一国の総理もそういうふうな発言になったんだらうというふうに思います。私は、小泉さんの発言がすべてがいいというふうには思いませんけれども、ただ、こういう地方行革といいますが、されている中で、やっぱりきちっとそういうふうなものについてはやっぱり、小泉さんが言ったからどうのというんじゃなくて、市民のそうした批判には耳をやっぱり傾けるべきだというふうに思います。

市長は、時宜を得て一般職の退職金見直しの際になされているというふうなことがありました。そういうことからすれば、ちょうどいい、この時宜を得てということはどういうことかわかりませんけれども、ちょうどいい、ほどよい程度というふうになるのかどうかわかりませんが、そういうふうな金額だというふうに市長はお考えなのかどうか、改めて御見解を伺いたいというふうに思います。市長の今の金額がちょうどほどよい程度だと、このようにお考えなのかどうか、具体的にお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それからですね、先ほど第三者機関、退職金についてですね、諮問などなされているのかというふうなお尋ねをしたわけですが、そういうふうなことがその機関にはないというふうなことでありました。そうすればですね、それは役員構成からして、このお手盛りだというふうな批判はまさにそのとおりになるんじゃないのかなと、こういうふうに思います。

私は、その退職手当組合の中にそうした機関をですね、ぜひ設けるべきだというふうに考えますが、市長の考え方をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、法令審査室の設置についてお尋ねをしました。

私の想定内の答弁でありましたけれども、これもでも市長とは分権あるいは自治の推進ということで、これまで住民参加であるとかあるいは自治基本条例の制定であるとか、あるいはまた政策評価などいろんな問題でただしてきましたので、大体想定がついておりましたけれども、なかなか御理解をいただけないので、そういうことでそのような答弁が返ってくるであろうなということを予期はできたわけでありまして、市長、実はですね、よくお考えになっていただきたいというふうに思いますけれども、分権改革あるいは地方自治法が改正されて新しくなったわけでありまして。この改正された内容については、不十分だというふうな意見もありますけれども、しかしこれは大変大きな改革だというふうに私は思っております。

しかし、この改革に当たって、職員研修あるいは長や私たち議員の研修会というのも余り開かれなかった。それは、開かれなかったということは、この改革が余り歓迎されなかったからなのかなというふうにも一面思いますけれども、というのは、当然国では各省庁の既得権が失うことになるわけですから、歓迎しないのは私はわかります。

しかし、一方ですね、この住民自治というふうな新たなこの考え方に立って自治を推進するというふうなことに、私は自治体として恐れをなしているのかなというふうな一面考え方がありまして、そういうふうな疑いも持ちたくなるわけでありまして、ただ、今思ってみますと、なかなか難しいというのはよくわかります。わかりますというのは、なかなかこの分権自治の推進というのは難しいなというふうに今思っております。「ローマは一日にして成らず」と、こういうふうに言われますけれども、分権推進も大変時間がかかるなというふうに改めて感じております。

法令審査室というふうに先ほど申しました。1問でも申しあげましたけれども、自治体つまり政府になるわけですから、その成熟を目指してですね、つまり先ほど市長からもありました政策法務に対する、私は取り組みが必要になってくるんじゃないかなと、こういうふうに思ったものですからお尋ねをしたところであります。

政策法務というとはですね、何か片意地張ったというようなことに思われがちだというふうに思いますけれども、何のことはない、既に皆さん御承知のように1960年代ごろからですね、その取り組みについてはもう始まっておったわけでありまして、例えば福祉であるとか環境であるとかあるい

はそういうふうな面ですね、法を上回るような、つまり上積みであるとか横出しであるとか、そうしたことが自治体の条例制定によってなされておったわけでありまして、つまりこれは自治体として条例を定めたことからして、つまり自治立法というふうに言われておったわけでありましてけれども、その後も景観条例とかあるいは文化面といったところまでだんだん広がっていった。そしてまた、その後それに基づいて、国の法律までも変えていったという、変わらざるを得ないようなことがあったわけでありましてけれども、そういうふうなことがつまり私は政策法務であるというふうに思います。こういう取り組みがですね、私は必要なんじゃないのかなと、こういうふうに思っております。

今、そうした住民自治というふうなことを基礎にさまざまな地域づくりなどが模索される、そういうふうな段階に差しかかるというふうに思われます。従って、総務課等の文書掌握だけでは私にはできないのではないかと、こういうふうに思います。また、そうした法務情報といいますか、そういうふうなものを一手にこの条例をつくる際にいろんな文面について提供する、こういうふうなところがないとなかなか難しいんじゃないのかなと、こういうふうに思っているところであります。

そういうことでお尋ねをしたところでありますが、もう一回ですね、地方分権というふうなところを市長には掘り下げていただいでですね、お考えになっていただきたいなと、こういうふうに思っているところであります。

つまり、市長はずっと分権改革以前からこういう仕事に携わっておられますので、私は惰性ですっと同じようになされているなんては思いませんけれども、かつてはですね、要するに国のそうした縛りがあって、地方自治というふうには言っておりましたけれども、しかし本当はこれは地方自治じゃなかったんですね。私たちも時折地方自治の本旨なんていうようなことを、わかったようなことをずっと言ってきたわけでありましてけれども、つまり中央が管理して、支配しておったんですね。従って、こういうことからすれば、分権改革以降それがだめだと、こういうふうになったわけでありましてから、新たなやっぱり考え方といいますか、頭の中を切りかえることが必要なんじゃないのかなと、こういうふうに思っているわけでありまして。

その上で、今住民が応していることあるいは時折住民が自己責任でしなければならないんだということを市長言われますけれども、この住民全体で責任を負うようなこの考え方といいますか、一つ一つの仕事を住民の基礎に置くような仕組みをですね、やっぱりつくり上げていく、住民の目線でそれを点検するということが私は大事なことだというふうに思います。そういう点から、もう一回その政策法務について必要性を訴えて、再度御見解をいただきたいというふうに考えます。

それから、医療従事者等の貸付基金についてお尋ねをしたところでありますが、これも御答弁あったとおり、市独自ではなかなか難しいというようなことがありました。これまで同様に山大の医学部へお願いをしたいというふうなことでありましたけれども、そういう点では、やる気があればですね、そう難しくはない、全国に先例もありますのでですね。どこにあるんだと今言えば私は申しあげますけれども、やる気がないのであれば、そんなの言ってもしょうがありませんので申しあげませんが、全国にあるんですね、やっぱり探せば、そういうところが。そうしたところをぜひ参考にしてやるべきだというふうに思います。

ただ、考え方のもとには、今の市立病院のスタッフといいますか、特に医師等について充足している、だから心配ないんだと、将来ともにそれは余り心配はしていないというふうなあらわれなの

かなというふうに思っていますが、そのように理解してもよろしいのでしょうか。ここで市長の見解を伺いたいというふうに思います。

それから、さっきも言いましたように、全国の自治体病院は医師不足ということで大変危機的な状況になっているというふうに言われます。本市の市立病院の整備計画も前にあったわけでありませんが、それがいまだなされておりませんので、それが幸いしているのかどうかわかりませんが、ここ数年のですね、医師の充足率と申しますか、医療スタッフの充足率、わかればここで伺っておきたいというふうに思います。

それから、聞くところによりますと、この河北病院等も来年度から規模が縮小と申しますか、されるような動きもあるようですし、そういう意味では市立病院の整備計画もやっぱり進めておく必要があるんじゃないのかなと、こういうふうに思いますけれども、そういう意味では医療スタッフを確保するために先手を打つと申しますか、先んじてやっぱりそういうふうな対策を講じておく必要があるのではないのかなというふうに思っております。

過日新聞等でも報道されておりましたけれども、この医師不足の解消をねらって、臨床研修病院を紹介するガイドスなんかも行われたと、こういうふうに言われておりますけれども、ただ、その制度のもとで医学生の希望に応じて公平に決まるこのシステムというふうなことから、都市部に集まって偏る傾向があるというふうなことであって、山形大学も多分そうだろうというふうに思いますけれども、ある地方の大学では、その医学部では臨床研修医制度で卒業生は都会に流失をして、帰ってきたのがですね、半分にも満たないような状況だったというふうに言われております。そして、附属病院の診療体制を維持することさえもなかなか難しくなっていると。従って、ほかに回す余裕などないというふうなことも言っておられたことなどが報じられておったのを覚えておりますけれども、それはですね、先ほど答弁された今後も山形大学の医局にお願いしたいというようなことでありましたが、それとて私は同じことではないのかなと、こういうふうに心配をいたしております。お願いに行く際にさくらんぼ1箱ぐらいではなかなか今後は大変になるんじゃないのかなと、こういうふうに私は思いますけれども、こういうふうなことを申しあげても市長の考え方は微動だにしないのかですね。もう少しやっぱり真剣にお考えをいただきたいもんだなと、こういうふうに思います。

そうした制度をぜひつくってですね、市立病院と申しますか、寒河江市の医療機関の中にそうした医療スタッフなんか少なくなることをないように、ぜひ対応をすべきだということを改めてですね、御訴えして、市長に再考を求めて、御答弁をいただきたいと思っております。

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午後 零時02分

再 開 午後 1時00分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

○佐藤誠六市長 第2問として何問かがありました。お答えいたします。

まず第1に、市長の退職金が高いのか低いのか、どういう認識をしているのかと、こういうようなお尋ねでございますが、私の口からは高いとも低いとも申す気持ちはございません。これは、議員やらあるいは市民の判断をすることでありまして、私は申しません。

ただ、市長としての職責あるいは権限、そしてまた勤務対応、それに対しまして市民に気持ちからこたえて対応していると、こういうことだろうと思ひまして、努力をして奉仕してきたところの対価というものが規定によればこういう額になるのかなと、こういうことを思っているだけでございまして。

それから、退職手当組合からの脱会についての考え方につきましては、担当の方から申しあげたいと思っております。

それから私も、御案内のように行財政改革というものをですね、率先して取り組んでおるところでございますし、また18年度からは改めて改革元年というような中での施策の展開をやっておるところでございますし、いろいろ人件費をはじめとして歳出の削減を図らなくちゃならないということの認識から、これまで15年度ですか、から10パーセント、11パーセント、13パーセントとして自分の給料のカットを進めてきておるところでございますし、また行財政改革の大綱の中におきましても、これからの5カ年計画で報酬審議会の御意見もちょうだいしまして、現行のパーセンテージの減額をやるよという意気込みでしておるところでございますし、そういう意味での行財政改革を私自身、一般職等々に先駆けて減額をこれまで実施してきたところでございますので、その辺の気持ちは御理解はいただけるのじゃなかろうかなと、このように思っております。

それから、2番目の法制執務の関係というんですか、そういうことでございますが、自治体の置かれていた状況というのは、これは御案内のように自治能力を高めるといふことの要請というものは、何も地方分権というような時代になったからということじゃなくて、それまでも当然自分の自治体をですね、自分の施策に基づいて実施していくと。そして、それが市民の中に還元され、そしてまた寒河江市の発展に寄与するといふことでの考えといふのは、これは何も今分権の時代になったからとかあるいは騒がれているからといふものとは関係なしにやっていかなくちゃならないものだ、このように思っております。

そういうことからですね、自治体で寒河江市でやるよな施策については、それなりのですね、研究、勉強といふものを重ねて、そして市民に対すところの還元、そしてまた市民に与えるところの影響といふものをですね、いかに考えるべきかといふようなことからですね、これまでも進んできたわけでございますけれども、今なお必要なことだろうと、このように思っております。そういう意味での立法政策といひますか、自治を守る、自治を推進していくといふ意味での法制度、広い意味での法制度といふよなものはですね、施策と一体となってこれを実現してまいらなくちゃならないと、かように思っております。

そういう意味では、寒河江市のやるよとしておるところの政策と実施能力あるいは実行力、そう

いうものと絡んでいるわけでございましてですね、それはやっぱり先ほども申しあげましたように、各課がそれぞれ考えてもらわなくちゃならないのであって、ただ一法制室だけでの問題というものではなからうかなと、こう思っております。

ですから、1問でも答弁申しあげましたように、実施するところで立案し、そしてまた実施に移して、問題があるときにはいろいろ専門的な立場なりあるいはうちの法令審査会に付議するなりして、遺憾のないようにして住民のですね、権利なりあるいは利益というものをですね、守っていかなくちゃならないと、このように思っておりますのでございまして、これまで以上に自治体での選択の幅が広がりつつある中でですね、一層そういうものを充足して勉強していかなくちゃならないと、このように思っておりますのでですね、行財政改革の中でも職員の意識改革と能力向上と、そういう中では人材育成基本方針というものを掲げておるわけですが、当然そこらには法制政策室等々についての考えも入っておるということをお願いしたいと思います。

それから、医師等に対するところの修学資金の貸与制度というようなことですが、それからまず第1にこの充足率、その充足率というのもののお尋ねがございましたが.....

○新宮征一議長 残り時間あと5分です。

○佐藤誠六市長 私の記憶には96パーセントだったかなと、このように思っております。充足されているからこういう制度をとらないということではなく、制度としてこれを設置するというようなことは非常に私は難しいのかなと、このように思っております。

先ほど第1問で答弁したようにですね、この保健婦、助産婦、それから理学療法士、そしてまた医師のというようにあらゆる制度が設けられておりますけれども、それらの経過というのを見ますと、こういう職種が必要だとあるいはこういうものを育てていかなくちゃならないということでの制度というものが出てきたのだらうと、このように思っていますし、それは絶対的な不足ということもあるだらうし、やはり偏在すると。大きく言えば、都市部と過疎地に偏在するとかあるいは都市部と地方にというようなことがあるということで、なるべくそういう不足しているところの職種なり、あるいは地域に偏在することなくしていくという制度として、そしていわゆる制度を設け、そしてまた償還の免除の規定までを設けておるということであるわけでございましてですね、やはり一つの国の施策ということでの大きく絡んでおることじゃなからうかなと、このように思っております。

そういうことですね、もしも制度としてつくるということになりますれば、いわゆる対象者とその限定とかあるいは修学費のどの程度の額にするとかあるいは基金をどうする、設けるとかあるいは利用、そういう修学資金を活用した後のことをどのようにするのかとか、いろいろな問題が出てくるだらうと、このように思っておりますのでですね、これはやっぱり一自治体で対応というようなこと非常に難しい問題だなと、このように思って1問で答弁したところでございます。

以上です。

○新宮征一議長 総務課長、簡潔に願います。

○那須義行総務課長（併）選挙管理委員会事務局長 それでは、特別職だけ退手組合を脱会できるかという御質問についてお答え申し上げます。

退手組合の規約第3条に、この組合は組合市町村の常勤職員に対する退職手当に関する事務を共同処理する、要約しましたけど、こういう規定がございます。この常勤職員の部分に特別職だけ脱会すれば当然抵触しますので、これは規約に抵触することはできないということで、特別職だけの脱会はできないということになります。

以上です。

○新宮征一議長 内藤議員。

○内藤 明議員 1分ありますので、それじゃ最後に申しあげたいというふうに思います。

退職金問題について最初にお答えいただきましたが、確かに月々の報酬について減額していただいているのは私も承知をいたしておりますし、議会でも議決をいたしているわけでありますから、よくわかります。

そのことについてですね、それも加えて退職金に私は反映を、せめてこのぐらいはですね、反映をさせていくべきだろうというふうに思いますので、改めて時間があれば見解をお聞きしたいんですが、もうないですね。ということで御要望をしておきたいというふうに思います。

もう一つ、それから退職手当組合の関係ですが、その特別職の関係についてだけ申しあげますと、その第三者のですね、やっぱり諮問機関をぜひ設置すべきだということを申しあげて、御要請をしておきたいと思います。

終わります。(終了の合図)

川越孝男議員の質問

○新宮征一議長 通告番号12番、13番、14番について、16番川越孝男議員。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

○川越孝男議員 私は、通告している課題について、市民の方々から寄せられた意見を踏まえ質問いたしますので、市長並びに教育委員長の誠意ある答弁を求めるものであります。

まず初めに、行財政改革大綱に示された人事評価システムの整備検討について3点お伺いいたします。

一つは、整備される人事評価システムの概要について、いつから、だれがだれを、何をどういう基準で評価するのか伺います。

二つには、想定される課題はどのようなものがあるのか。また、その克服策についてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

三つには、双方向評価制度の導入も含めた研究検討についてお伺いいたします。

私は、能力と実績の評価は必要だと思えます。しかし、現在の職場秩序は上下の一方的秩序であります。課長と係長というのは職務上の職階制なのに、終身雇用であるために、人事が最大の価値になって、公務員職場では人間的服従の上下関係になっていると言われております。そうであっても、上司が部下職員を評価する制度を廃止するわけにはいきません。なぜなら、管理職である課長は、職員管理の責任があるからであります。その評価が主観的になっても廃止できないのでありますから、それは別の形で是正する方策をつくらなければならないと思うのであります。

そこで、私は双方向評価制度の導入を提案したいのであります。現在の課長が職員を評価するのとあわせて、課員が課長を評価する制度を取り入れることのであります。職員が管理職を評価する制度には、次のような反対論が考えられます。

管理職の権威が損なわれる。部下職員が上司を評価するなどのもつてのほかで、職場の秩序が乱れる。管理職が萎縮するのではないか。管理職が部下の人気取りになりはしないか。また、地方公務員法が予定していない制度を採用することは慎重でなければならないなどであります。

しかし、私は、公務員の職場秩序に活気を取り戻すには双方向評価は有用だと思えます。課長は課員を評価する、課員も課長を評価する。双方向評価を導入したことで厳しく職員を統率、指導できなくなった管理職や部下の人気取りをするような管理職には職員は低い点をつけると思えます。課員は、課長を興味半分で評価するのではないわけでありまして。管理し、指導し、束ねられている当の職員が課長の管理能力を評価するのであります。管理職としての的確な判断力があるか、職場を公正に統率しているか、公平に指導力を発揮しているか、職務権限の私物化はないか、責任回避はないか、責任感を持っているかという管理能力を職員が評価するのであります。しかも、多数の目で評価するのであります。匿名でなく、自分の名前を書いて管理職の管理能力を評価するのであります。

課長を評価するのは、さらに上の役職です。一方通行の統治秩序であります。一般論としてであります。課長の能力評価は助役が行います。ところが、課長が助役に接するときの態度や物腰を

見るだけでは管理能力の評価はできないと言われていました。管理能力に問題のある管理職ほど上部に気を使うからだと思います。職員が多数の目で評価した評定書が、第一級の管理職の管理能力の評定書だと言われていました。中には「江戸のかたきを長崎で」という感情的に評価をしても、それはわかるわけであります。多数の評定書が出るわけでありますから、自分以外の方が「この人はいい人だ」と書いているのに、自分だけ否定的に書いたときには、今度は自分の評価になります。この逆も同様であります。

評価というのは、評価する人自体の評価にもなるわけであります。管理職の部下に対する評価は認められるが、課員が課長の管理能力を評価することは認められないとはなるのでしょうか。多数の目で管理能力を見るのです。最も適正な方法だと思います。

双方向評価を導入することによって、これまでの上から下への一方通行の統制的支配の職場秩序が分権時代に適合したよい方向に改善され、職員の適正な評価と管理職の管理を公正にするということにもなると思うのであります。

従って、人事評価システム整備の研究に当たっては、双方向評価を含め検討すべきと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、教育委員長にお尋ねします。平成18年度に各市町村で1校教員評価システムが試行されることになっているそうであります。そこで、2点について伺います。

一つは、試行される教員評価システムの概要についてであります。目的、どこの学校で、いつからいつまで、だれがだれを、何をどういう基準で評価するのか伺います。

二つには、試行に当たって、教員との事前の協議及び評価の本人周知はどうなるのか、お伺いいたします。

次に、通告番号13、防災対策について、再度市庁舎の耐震対策についてお伺いいたします。

私は、市庁舎は市の行政の中核であり、常に多くの市民が来庁しています。山形村山盆地断層帯が市内を通過しており、発生確率の予測も発表されています。市庁舎の建設も建築基準法改正以前であります。さらに、万一地震が発生した場合には、復旧活動の拠点となる施設でもあります。従って、市庁舎の耐震診断を実施すべきだと思いますが、改めて市長の見解をお伺いいたします。

3月議会での同じ質問に対し、市長は、構造が特殊なことから、通常の耐震診断の方法には当てはめることができない、仮にできたとしても補強工事は難しいということから、耐震診断だけでも意味がないので実施はしないと答弁されました。

しかし、この判断は誤りであると思います。それは、特殊な構造であることから、通常の診断方法と異なることは当然だと思います。しかし、その構造に対する診断方法があるわけでありまして、建設時点で改正前の建築基準法とはいえ、法に基づく検査がなされているわけでありまして、仮に耐震診断ができて、補強工事が必要となっても、補強工事が難しいことから耐震診断をやっても意味がないと言われてますが、これは無責任な判断との指摘は免れられないと思います。

今問題となっている耐震構造偽装により、建築された建物の再検査の結果、補強工事が必要であっても補強工事ができないマンション等については、住民の立ち退きや解体させられているところもあるわけでありまして。

従って、市庁舎の耐震診断を実施し、法改正後の基準もクリアしているのか、どの程度の規模の地震まで大丈夫なのか、市民に客観的なデータを示すこと、必要があるならその対策をとるのは市

長として当然のことだと思います。

次に、洪水ハザードマップの作成について伺います。昨年7月の水防法の改正によって、市に中小河川の洪水ハザードマップの作成についても義務づけられました。しかし、現在のところ策定されていません。

そこで伺います。本市のおくれている理由も含め、現状はどうなっているのか。加えて、作成に向け今後どのように進められるのか、お伺いいたします。

次に、通告番号14、医療施策について、ジェネリック医薬品の普及について伺います。年々高騰し続ける医療費を抑制するために、ジェネリック医薬品の普及をこれまでも提言してまいりました。結果、市立病院での対応や市国民健康保険運営協議会で話題にし、医師も含む委員間で理解を深め合っているところであります。ジェネリック医薬品の普及は、医療費の抑制となることは明らかであり、行政としても何らかの取り組みをする必要があるのではないかと思います。

具体的には、医師会や歯科医師会、薬剤師会などの医療関係団体への働きかけ、市民に対して市報などを通じてジェネリック医薬品についての啓蒙活動を図るとか、また新聞報道にもあったように、製薬会社の業界団体で組織する医薬工業協議会や、医師や薬剤師らでつくるジェネリック研究会で作成した「ジェネリック医薬品を希望します」という意思表示のカードの活用などを啓蒙してはどうかと思いますが、市長の前向きな御見解を期待いたしまして、第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 まず、人事評価システムにお答え申し上げます。

地方公共団体は、少子高齢化や高度情報化、グローバル化など社会経済情勢が大きく変化する中、住民の行政ニーズが多様化、高度化してきており、これまで以上に質の高い行政サービスが求められております。

そこで、スリムで効率的、弾力的な組織の構築と課題に対応する能力や企画立案能力を有する職員の育成というものがより必要とされるところでございます。

これまでも、研修等により職員の能力開発に努めてまいりましたが、個人の価値観の多様化、勤労意識の変化などに伴い、これまで以上に職員の意欲を高めるような能力等の評価が必要となってきました。このため、昨年的人事院勧告でも職員の勤務における能力実績を客観的に評価し、その結果を適正に任用、処遇等に反映させるような新たな人事評価システムが示されております。

本市では、新たな人事評価システムの構築について、このたびの寒河江市行財政改革大綱に掲げたところであります。

国においては、本年1月から中央官庁の課長、課長補佐級を対象に試行されているところであり、山形県においても今年度から課長級を対象に試行しているところであります。県内では1市において現在試行段階にあるようです。

本市といたしましては、これら国及び他の自治体の試行結果や状況などを調査研究しながら、職員の資質を高め、より質の高い行政サービスの提供ができるよう新たな人事評価システムの構築について、検討してまいりたいと考えているところであります。

いろいろ、この人事評価システムというものをですね、現時点で考えていくということになりますと、いろいろな課題があるわけでございます。

一つには、公務員の仕事の性格上、個人ごとの営業成績や収益などといった明確な指標がないので、民間企業の実績主義に比べ評価が難しいということだろうと思います。

二つには、行政の業務範囲が広範なため、すべての課に共通する客観的な評価基準の作成が難しいということもあるのかなと思います。こういう課題については、国や他の自治体の制度内容というものを参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

それから、管理職が部下職員を評価するばかりでなく、部下職員が課長等を評価できるような双方向性の評価システムを検討すべきじゃないかという御指摘がありました。

現在試行している国、県及び他市の内容を見ますと、いずれも評価の客観性、公平性を高めるために、上司が複数の部下を評価する形で実施されております。

本市においても、現在行っておりますところの勤務評定と同じように、管理職が職員の評価を行っていくべきと考えております。新たな人事評価制度の導入に際しましては、客観的に適正な評価を行うために、管理職を対象とした評価者研修などの実施や評価基準の明確化、職員の苦情に適切に対応する仕組みなどについても、幅広い見地から検討していく必要があると考えておるところでございます。

次に、市庁舎の耐震対策についてでございます。

公共施設等の耐震施策については、これまでも御質問に答えてきておりまして、本市において子供たちの安全を第一に考え、学校から取り組むこととしてきたところでございます。そして、市庁舎については特殊構造ということで耐震化対策が難しいということをお願いしてきました。

しかしながら、市庁舎は多くの市民が来庁しますし、行政の中核機能も有しております。そういった意味では何らかの対策を講ずべきものかもしれません。また、学校は児童生徒が1日の大半を過ごす学習、生活の場であり、地域住民の災害時の避難施設としての役割も果たす大事な施設の一つであります。同様にその他の施設も大事な施設が数多くあります。このことから、公共施設の耐震化につきましては、ひとり市庁舎のみを取り上げるだけでなく、全体を把握した上で総合的に対処していくことが大切と考えております。

公共施設等の耐震化に関して、昨年県で山形県公共施設等耐震化基本指針を策定しております。この指針は、県や市町村が公共施設等の耐震化を図る基本的な考え方、いわゆる方向性というものを示したものであり、耐震改修等の実施計画を策定する際の参考とするためのものであります。

この指針には、耐震化推進のための検討組織の設置や耐震診断、それから耐震改修へと進めていく一連の流れが示されております。対象施設の選定方法や耐震化の優先順位の考え方も示されておるところでございます。一般に公共施設等の耐震改修を進めていくためには多額の経費と長い期間を必要としますし、また施設の日常における利用や機能を損なわないようにして実施しなければならない制約もあるわけでございます。こういうことから、公共施設等の耐震化は、中長期的な視点から計画的に進めていく必要があると思っております。

以上申しあげたようなことを踏まえまして、今後における本市の公共施設等の耐震化については、県の基本指針に沿った形で計画的かつ総合的に推進していくことが、より適切ではないかと考えているところでございます。市庁舎につきましても、当然この基本指針に沿った形で進められる市の計画の中に位置づけて対処するということとなります。

次に、ハザードマップのことでございます。

災害時の人的被害の防止、軽減のためには、各人が居住地域で起こり得る災害や危険箇所、避難経路などを事前に把握しておくことが極めて重要なこととなります。このような視点から、本市では平成16年に、災害の基本的な備えを整理した「わが家の防災ハンドブック」を作成し、全戸に配布するとともに、寒河江市土砂災害危険箇所図を作成しまして、土砂災害の危険が高い世帯に配布するなど市民の防災意識の高揚に努めてまいりました。

御質問の洪水ハザードマップは、過去の水害時の経験などを生かし、住民が安全に避難できるよう浸水が予想される区域や深さ、避難場所や避難経路などを地図上に示したものを言うわけでございます。このハザードマップに関しましては、平成17年7月施行の水防法の改正によりまして、河川がはんらんした場合に浸水が想定される区域の指定が県の管理する河川までに拡大されて、あわせてこの浸水想定区域内の市町村長は洪水ハザードマップを作成することが定められるなど大幅な見直しが行われました。これを受けて、山形県は平成17年度から5カ年の予定で県が管理する57河川のはんらん解析調査に着手しておりまして、この調査に基づく浸水想定区域指定の後に、順次市町村の洪水ハザードマップ作成が進むものと見られています。

本市の河川に関してであります。洪水ハザードマップを作成する上では、最上川、寒河江川、

沼川のはんらん解析調査と浸水想定区域の指定が前提となります。このうち最上川については、平成14年の8月に国による浸水想定区域等が公表されておりますが、県管理の寒河江川及び沼川については、今年度県のはんらん解析調査と浸水想定区域等が予定されているところであります。

従いまして、平成19年度になれば本市の洪水ハザードマップ作成に関する基礎的なデータが整うと思われまますので、整い次第作成に向けた取り組みをしまりたいと考えておるところでございます。

次に、医療施策の中でのジェネリック医薬品の普及についてでございます。

御案内のとおり、総額31兆円を上回る国民医療費のうち約6兆円を占めると言われておりますところの薬剤費、その薬剤費を節約することが医療費の抑制につながるものであることは認識しているところであります。

国の取り組みとしましても、これまでジェネリック医薬品の使用促進のために薬剤の成分名による処方認め、ジェネリック医薬品処方により診療報酬点数がふえるような改正を行い、さらには本年4月から処方箋様式の変更を行い、備考欄に「後発医薬品への変更可」という欄を設けるなどの改正を行っているところであります。

また、近年薬品業界においても、マスコミを通じて医薬工業協議会や協議会に加盟する医薬品メーカーによる、ジェネリック医薬品についての広告がなされておるようでございます。また加えて、新聞報道にもありましたように、医師や薬剤師で組織するところのジェネリック研究会と一部製薬会社で組織する医薬工業協議会がそれぞれジェネリック医薬品の希望を患者が医師に示す相談カード、御指摘もありましたが、相談カードを作成した取り組みなども報じられているところであります。

このような取り組みが進んでいるところでありますが、薬剤の処方については医師の診察による薬剤処方により決められるもので、あわせて薬剤師の後発医薬品の品ぞろえとか、関係薬剤業界の広報とがジェネリック医薬品の普及につながるものだと考えています。そのようなことから、行政として市報などを通じてジェネリック医薬品の普及促進に関する周知、それから啓蒙活動に取り組むことは考えていないところでございます。

以上です。

○新宮征一議長 教育委員長。

○大谷昭男教育委員長 教職員評価システムについての御質問にお答えいたします。

山形県では、今年度より文部科学省の委託を受けて、各市町村1校で試行していることは御案内のとおりです。本市では、高松小学校に依頼し、今年度試行しております。

昨今の不登校や学力向上などの教育課題や地域に開かれた学校づくりなどに対応していくためには、学校づくりを担う一人一人の教職員の資質、能力の向上を図る必要がございます。あわせて、これらを学校全体の教育力の向上につなげて、主体的で生き生きとした教育活動を展開することが児童生徒や保護者、地域に信頼される学校づくりにつながるものと考えており、教職員評価システムの導入のねらいもここにあると考えております。

さて、教育という仕事は、その成果がすぐには見えにくく、教職員の評価は単に業績を査定するのが目的ではなくて、民間企業で行われているような成果主義的な評価はなじみません。従って、その評価システムのあり方が重要になってまいります。今回県で試行している教職員評価システムを見てみますと、これらのことが工夫改善されていると思っております。

まず一つ目には、評価に当たっては、教職員一人一人が学校の経営目標や児童生徒の実態を踏まえて、校長や教頭との調整の上で、自己目標を立てて日々の教育実践を進めます。

二つ目には、年度の間と後半には自己目標の達成状況について、自分で振り返り、自己評価をします。

三つ目には、校長や教頭は、教職員との面談を行い、日ごろの授業観察などをもとに、目標の確認や課題の解決に向けたアドバイスをします。そして、教職員の自己評価も参考にしながら、目標の達成状況や取り組みなどの実績を絶対評価することになります。

四つ目には、評価したものを本人に開示し、自分の取り組みを客観的に振り返るきっかけにしていきます。

このような取り組みの中で、自己目標や自己評価、校長や教頭との面談などを通して、自分の指導力や校務を遂行する力を高め、また評価されたものをもとに次年度に新たな自己目標や教育実践に反映していくことができるような、そういうシステムになっております。また、評価者は1人ではなくて、第1次評価者と第2次評価者を設け、客観的で公正な評価ができるよう留意されております。これらのことから、評価の客観性、公平性、透明性に配慮された評価システムであると考えております。

この評価システムを導入することによって、一人一人の教職員が自分の目標を持って、校長や教頭、同僚の職員と生き生きと教育活動に当たり、学校全体の教育力が向上するものと期待しているところです。今年度の試行をもとに、年度末にしっかり考察を加え、さらに趣旨にのっとったシステムになるよう指導を行いながら、市内の全校に広げていきたい、このように考えるところです。

以上でございます。

○新宮征一議長 川越孝男議員。

○川越孝男議員 1問目に答弁いただきましたので、さらに2問に入らせていただきたいと思います。

人事評価システムの関係でありますけれども、大綱では18年から22年までに人事評価システムと、それから能力給制度の整備も一緒に示されているわけであります。

従って、いつころまで人事評価システムを整備をしていくかというふうな部分は、先ほどよそでやっているあるいは周辺のことも見きわめながら、内部で検討してやっていくというふうなことであったわけでありまして、この時期的なものとはどのようなものかということをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、1問目で申しあげたんですが、ぜひこれからよその試行されたやつも参考にされるんだというふうに思いますけれども、寒河江市の内部でもさまざま検討されるというふうに思います。よそでやった結果も参考にするのは当然だというふうに思いますけれども、その際にぜひ先ほど申しあげました双方向評価制度、これは本当にこれからの職場秩序を本当によいものをつくっていくというふうな観点からは、絶対有効なものだというふうに私は思いますので、検討をしていただきたい。職員の中でもその検討する検討委員会の中でも、十分勉強していただきたいということを再度申しあげておきたいとします。

それから、学校の教育の評価システムの関係でありますけれども、今高松小学校で試行というふうなことでありますけれども、この目的がやっぱり達成されるようお願いをしたい。

先ほどの説明を聞きますというと、教員なら教員、年間全体の教員としての仕事の量が10あるとすれば、10全体を評価するというふうなことでなくて、自己申告をして、それぞれの教員が自己申告をする。その課題について評価をするというふうな受けとめたわけでありまして、そうしますというと、その申告した評価される課題、これに気取られ過ぎてといいますか、ここに集中して全体のものに支障が出たりとかあるいは多忙になったりというふうなことがあっては、個々の教員の資質の向上あるいは学校全体の教育力の向上というふうな目標とすることに、それではまずいなというふうに思いますので、この辺そういうことがないように試行の段階から市教育委員会としてはどういう配慮をなさっているのか、ぜひ配慮していただきたい。このことについての考え方お持ちでありましたら、お聞かせなどいただきたいというふうに思います。

それから、市庁舎の耐震診断の関係でありますけれども、市庁舎についても何らかの必要があるというふうなことで市長から言われました。そして、県の指針でもそれぞれの市町村の公共施設の耐震対策の順位、先ほど市長からもありましたけれども、を決めるためのこうこういうふうな要件で判断するものになるものを提起されているわけでありまして、というふうなことからすれば、先ほど市長、小学校、子供たちが1日の大半を過ごすというふうなことで言われましたけれども、県のこの指針を見ましても、そういうことも含めて、小学校や何かということも含めて、もし万が一地震災害が発生した場合には、その復旧対策の基本になるのが市庁舎なんだと、それぞれの市町村の庁舎なんだと。その部分で、対策棟のところやられていて、学校の避難場所だの何だのというようなことにはならないというのが県のこの指針なんです。指針を先ほど市長が言われたように、もちろん分権社会でありますから、分権の時代でありますから、県が市町村に対して

「こうしなさい」、「こうやれ」などということではできないのは百も承知です。

しかし、より客観性のある耐震診断や対策の順位を判断するためにということで県は指針を出しています。そして、指針出ただけでもだめだということで、3月議会でも申しあげたんですが、昨年の5月11日、市町村長防災講演会というのが開催されたわけですね。そして、そこでは知事があいさつをしながら、この指針についての説明もし、危機管理官も養成をする、県内の市町村長に。

そして、そこで講演があったわけでありまして、演題はこういうことなんですね、「地震防災対策と防災活動拠点施設の耐震化について」。これに絞ってこの講演をされて、それぞれ役場をきちっと、もし万が一、備えあれば憂いなしで、とにかくもし万が一の場合にその対策をする、指令を発する、そこをきちっと確保しておかないというと、いろんな周りをしたって、これまでのここ近年日本で起きた地震災害での対策の総括からこの方針が出された。こういうふうな形でされているわけでありまして、ぜひ学校ももちろんそうです、文科省の方からもそういうふうな形で来ているわけでありまして、寒河江市自体として、もし万が一の場合、その対策をとる元締めとなる場所がどうなんだかわからないというふうなことであってはならないというふうに思うんですね。

従って、ぜひ市庁舎について検査して問題なければいいわけです、あるいはどういう対応をするというのか、というふうなことをまず対策をするためにも調査をしなければならぬというふうに思うわけでありまして、市長は先ほど何らかの対策が必要だというふうなことを申されました。従って、対策をとるためにも耐震調査というのが必要です。

そして、これまで市長はできないという、特殊な構造だからできないというのは誤りですということをお前は指摘をさせてもらっている。もちろん、市に当時の設計書や何かでもかなりあるんだそうです。従って、それでももちろん黒川設計事務所の方に問い合わせするというふうなこと、そして専門のところをお願いをするというふうなこともあるでしょう。

前に寒河江市で電算を導入したときに、コンピュータ、機械が入るわけでありまして、その荷重の測定も当時黒川事務所に市の方から要請して、しているんですね。そして、そのときは問題なしというふうな、いろいろ調査の結果しています。早稲田大学の教授の判断というか判定書をつけてされたわけでありまして、等々同じように、活断層が入っているわけでありまして、耐震についてもできないというものではない。やっぱりやって、大丈夫なのか、今の新しい基準をクリアしているのかどうか、やっぱり市民に明らかにするというのは市としての当然のことだというふうに思いますので、ぜひこの点についても再度受けとめていただきたいということを申しあげておきたいと思います。

あとジェネリック医薬品の関係、考えはないというふうなことでありますけれども、行政としてやっぱり医療費の負担を軽減できるというふうなことであれば、やはりその軽減をするという方向に向かって何らかの対応はすべきだというように、私もどうというふうなことは、例えば薬というのはドクターの処方箋がなければ薬局から出ないわけでありまして、ドクター自身がそういうものを書く、ジェネリック医薬品を処方箋に書くということが一つとしてあるというふうに思うんですね。それから薬局でも、例えば成分同じやつでもジェネリックから新しいやつから後発からいろいろある。これは、ジェネリックの中でも何種類もあるというふうなことからすれば、薬局、成分書かれてきても高い薬と安い薬、またジェネリックの中でもあるそうですから。いうふ

うなことで、そこら辺も協力をしてもらおうということ。あるいは、患者自身が、住民が医者にかかる際にそういうものを使ってほしいというふうに言う。

こういう、それぞれ三つの関係でこの問題はあるというように思う。市立病院のように市が直接かかっている部分は病院の経営委員会の中でそういう話ができると思います。しかし、市民自身がいるんなところに医療機関にかかるあるいは薬局もいるんなところから薬をもらうとするというふうなことになるれば、全体的な問題としてそういうものに取り組んでいくということが必要だというふうに思うんです。

従って、さっき1問でも申しあげたんですが、業界などにいろんな場を通じて要請をする、お願いをするということは当然あっていいのだというふうには私は思います。従って、もし再度、私はあってしかりというように思いますので、市長の方でもし考え方がさらにあればお聞かせをいただきたい、先ほどはその考えないということでありましたけれども。

それから意思表示カード、これについても確かに製薬会社などの団体が出しているというふうなことからすれば、業界のものというふうなことで、それを行政が支援するような形がだめだというふうなことであるならば、先ほども申しあげましたように市報などでとか、あるいはそういうふうなものも市ですとか、あるいは例えば市全体じゃなくて、国保だけ見れば、国保などの医療費のこれだけかかっていますというあの通知の中などに「ジェネリック医薬品というのがあります」、例えば、欄外の方に印刷をしておくとか、そういうふうな方法などだってあるのではないかな。もちろんこれは国保の分は国保運営協議会の中でも議論しますけれども、福祉の行政の分野でもそういうふうなことについての考え方が、そういうふうな対応するべきではないかというように私は思うんですが、このことについても再度お聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、洪水ハザードマップの関係でありますけれども、県でやって、その後市で準備できたら、それを受けてというふうなことでありますけれども、そういうふうに県の方から来ないからおくれているのか。おくれている理由というのも先ほどお尋ねしたんですが、そういうふうなことではなく、それが本当の理由なのか。いや、直接まだそういうようなことないから、それはしなければならぬと思ったんだけど、忙しくてそこまで回っていないということなのか。

だって、よその市町村あるいは新聞の報道を見る限り、県が遅いために市町村の取り組みがおくれているというふうな受けとめは私はしませんでした。市町村の取り組みがもっと積極的にすればできる、そこが鈍いというふうに新聞報道では受けとめたわけでありまして、そうしますと、防災の関係というのは本来これは市が、行政がしない限りできないんですね。

○新宮征一議長 残り時間あと5分です。

○川越孝男議員 行政がしない限りだめなんです。幾ら行政の仕事の見直しで民間活力を入れるなどにおいても、防災の関係などは行政がつくらなければならないやつだと思ふ。

ところが、それは忙しくてもしもなっていないのだと言えば心配なんです、そうでないとなれば結構ですけども、そういう心配があります。特に寒河江市の防災計画なども随時見直すというふうになってはいますが、この前策定されてから見直しされていません。あれを見ますというと、現状に合わない部分がいっぱいあります、いっぱいあります。

しかし、そういうふうなことが今の職員の仕事の中でそこまでチェックがならない、そこまで仕事回っていかないという状況があるのではないかなというのが、そこが私一番心配なんです。人

もどんどん減らす、これからも減っていく。そういう中で、本当は行政なんだ。備えあれば憂いなしで、この防災の部分だって市がしない限り、だれか民間でつくるというものではないのです。ところが、忙しくてそこまで手回っていないという状況があるんじゃないかということが、私心配なんです。

そして、そこが単なる担当者任せでなくて、そういうものが今法律が変わったあるいは状況が変わって、こうしなければならないというものを寒河江市の行政全体の中でチェックしながら、このところをおたくのところですなければと、おたくの係で今これしなければならないよというような横になるシステムがないと大変だなというふうな気がするんですけども、この辺の状況についてどうなっているかも含めて、お聞かせをいただきたいと思います。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 まずは、人事評価システムでございますけれども、先ほども答弁申しあげましたように、いろいろな現在資料をですね、収集している段階でございますして、それらを踏まえて検討に入ろうと、こういうことございまして、そしてまずは現段階におきましては管理職の評価能力というものをですね、これを客観的に、そしてまた精度の高いものといえますか、評価らしい評価というものにさらに近づけていきたいと、こういうことございまして、双方向的評価システムをいつからだというようなことにつきましては、今の段階で答弁できるものではございません。

それから、市庁舎の耐震化の問題でございますけれどもですね、議員は司令塔としての市庁舎を第一義的に考えなくちゃならないようなことをですね、申しあげられておりますけれども、やはりこれは公共施設というようなものは、学校にしる公民館にしる、これは総体的に考えなくちゃならないものだろうと、このように思っております。

そういうことで、先ほど答弁申しあげような指針をですね、踏まえて、段階を踏んでですね、対応してまいろうと、こう思っておるところでございます。

それから、市庁舎の診断も改修もできない、できないと市長は言ったというけれどもですね、言葉を返すようございましてけれどもですね、第1問におきましても難しいということを行っているのでございまして、あるいは18年の今年の3月の議会ですか、におきましても診断というのは非常に難しいなど。普通の診断方法ではできないんじゃないかなと、こういうようなことを申しあげまして、改修につきましてもですね、非常に現実的に見ますと厳しいなというようなことを申しあげたところでございましてけれども……（終了の合図）

○新宮征一議長 時間が参りました。

平成18年6月第2回定例会

散 会 午後2時14分

○新宮征一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。